

第七十一回国会 大蔵委員会 議録 第八号

昭和四十八年二月二十七日(火曜日) 午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 大村 襄治君 理事 木村武千代君

理事 松本 十郎君 理事 村山 達雄君

理事 森 美秀君 理事 阿部 助哉君

理事 武藤 山治君 理事 荒木 宏君

理事 宇野 宗佑君 理事 越智 通雄君

金子 一平君 木野 晴夫君

栗原 祐幸君 小泉純一郎君

三枝 三郎君 塩谷 一夫君

地崎宇三郎君 中川 一郎君

野田 毅君 萩原 幸雄君

坊 秀男君 村岡 兼造君

毛利 松平君 山中 貞則君

佐藤 觀樹君 高沢 寅男君

平林 剛君 広瀬 秀吉君

堀 昌雄君 村山 喜一君

増本 一彦君 広沢 直樹君

内海 清君 竹本 孫一君

出席政府委員

大蔵政務次官 山本 幸雄君

大蔵省主計局次 長岡 實君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省理財局長 橋口 収君

大蔵省理財局次 長 後藤 達太君

委員外の出席者

国税庁直税部長 吉田富士雄君

大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

二月二十三日

個人企業の仕事主報酬制度創設に関する請願 (毛利松平君紹介)(第二四七号)

第一類第五号 大蔵委員会議録第八号 昭和四十八年二月二十七日

同(橋本龍太郎君紹介)(第二二七号) 元滿鉄職員等の共済年金通算に関する請願(吉川久衛君紹介)(第二七三号) 入場税撤廃に関する請願外一件(小泉純一郎君紹介)(第三五五号) 同(伏木和雄君紹介)(第三五六号) 同(堀昌雄君紹介)(第三五七号) 同(武藤山治君紹介)(第三五八号) 同(竹本孫一君紹介)(第三六八号) 同外一件(内海清君紹介)(第三九三号) 同(毛利松平君紹介)(第四〇三号) 同月二十六日 子供劇場の入場税免除に関する請願(馬場昇君紹介)(第四四五号) 同(松尾信人君紹介)(第四四六号) 同(大原享君紹介)(第四四九号) 同(小宮武喜君紹介)(第四七〇号) 同(坂本恭一君紹介)(第四七一号) 同(多賀谷眞稔君紹介)(第四七二号) 同(田邊誠君紹介)(第四七三三号) 同外一件(塚田庄平君紹介)(第四七四号) 同(中澤茂一君紹介)(第四七五号) 同(中村重光君紹介)(第四七六号) 同(成田知巳君紹介)(第四七七号) 同(宮田早苗君紹介)(第四七八号) 同(吉田法晴君紹介)(第四七九号) 同(有島重武君紹介)(第五〇五号) 同(池田禎治君紹介)(第五〇六号) 同(若垂壽喜男君紹介)(第五〇七号) 同(江田三郎君紹介)(第五〇八号) 同(枝村要作君紹介)(第五〇九号) 同(小沢貞孝君紹介)(第五一〇号) 同(柴田健治君紹介)(第五一一号) 同(下平正一君紹介)(第五一二号) 同(長谷川正三君紹介)(第五一三号) 同(瀬野栄次郎君紹介)(第五一四号)

同(平林剛君紹介)(第五一五号) 同(松尾信人君紹介)(第五一六号) 同(受田新吉君紹介)(第五一七号) 同(江田三郎君紹介)(第五一八号) 同(勝澤芳雄君紹介)(第五一九号) 同(村山富市君紹介)(第五二〇号) 入場税撤廃に関する請願(中川一郎君紹介)(第五二一四号) 公共事業等の適期施行に関する請願(羽田政君紹介)(第五二四号) 同(小川平二君紹介)(第五二五号) 同(小沢貞孝君紹介)(第五二六号) 同(吉川久衛君紹介)(第五二七号) 身体障害者に対する自動車重量税撤廃等に関する請願(玉置一徳君紹介)(第五二七号) 同(永末英一君紹介)(第五二八号) 同(山田芳治君紹介)(第五二九号) 付加価値税の新設反対等に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第五三〇号) 同(荒木安君紹介)(第五三一〇号) 同(諫山博君紹介)(第五三一〇号) 同(梅田勝君紹介)(第五三二二号) 同(浦井洋君紹介)(第五三三三号) 同(金子満広君紹介)(第五三四四号) 同(神崎敏雄君紹介)(第五三五五号) 同(小林政子君紹介)(第五三六六号) 同(紺野与次郎君紹介)(第五三七七号) 同(柴田睦夫君紹介)(第五三八八号) 同(田代文久君紹介)(第五三九九号) 同(田中美智子君紹介)(第五四〇〇号) 同(多田光雄君紹介)(第五四一一号) 同(谷口善太郎君紹介)(第五四二二号) 同(津金佑近君紹介)(第五四三三号) 同(寺前巖君紹介)(第五四四四号) 同(土橋一吉君紹介)(第五四五五号) 同(中路雅弘君紹介)(第五四六六号)

同(中島武敏君紹介)(第五四七七号) 同(野間友一君紹介)(第五四八八号) 同(林百郎君紹介)(第五四九九号) 同(東中光雄君紹介)(第五五〇〇号) 同(平田藤吉君紹介)(第五五〇一〇号) 同(不破哲三君紹介)(第五五〇二〇号) 同(正森成二君紹介)(第五五〇三〇号) 同(増本一彦君紹介)(第五五〇四〇号) 同(松本善明君紹介)(第五五〇五〇号) 同(三浦久君紹介)(第五五〇六〇号) 同(三谷秀治君紹介)(第五五〇七〇号) 同(村上弘君紹介)(第五五〇八〇号) 同(山原健二郎君紹介)(第五五〇九〇号) 同(米原和君紹介)(第五五一〇〇号) は本委員会に付託された。 本日の会議に付した案件 有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号) 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号) 資金運用部資金並びに簡易保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案(内閣提出第一号) ○鴨田委員長 これより会議を開きます。 有価証券取引税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。増本一彦君。 ○増本委員 共産党・革新共同の増本ですが、きょうは政務次官おいでにならない……。じゃ、政務次官はあとから聞きますが、ちょっと直税部長に先にお伺いいたします。 相続税の相続人の確定申告によって課税標準と税額が確定するという申告納税制度になっており



○吉田説明員 不動産鑑定士としての正式の鑑定はやっていませんが、不動産鑑定士あるいは先ほど申しましたいろいろな不動産に関係のある方の御意見を伺いまして、精通者意見として意見をとりまして、それを参考にして税務署は決定しております。

○増本委員 不動産鑑定士その他の意見をお聞きになるそうですが、たとえばどういう組織なり人の意見を参酌してやっておられるか、できる範囲で明らかにしてください。

○吉田説明員 地価事情に明るい精通者といまして、おおむね、先ほど申しました不動産鑑定士の方あるいは市町村の固定資産税関係の方あるいは銀行、不動産業その他で、その辺の税務署の管内の土地事情に明るい方、こういうような方を土地事情に明るい方といたしまして、精通者として税務署のほうで定めまして、意見をとりおるといのが実情でございます。

○増本委員 それから、七万個所標準地を選ぶというんですが、その標準地を選定する基準はどのような基準でしようか。

○吉田説明員 われわれも土地の評価の基準となるのにふさわしいようにできるだけ努力して選んでいくわけですが、なるべくある程度一部に片寄らないように税務署としてもできるだけ散らばったように、それから路線価その他の場合には、特に売買実例ができるだけ近くにありな地点、しかも路線の中なるべく一番真ん中であるように、できたならばあまり急ぎとか売りに急ぎとかいふものがない地点に近い売買実例があるような地点ということで、できるだけわれわれの評価のほうから見まして比較的よく分布されておるといふような地点を選ぶように努力しております。

○増本委員 それは国税庁の部内で何か規定とかあるいは内部の取りきめとか、そういうものは明文化されたものがあるのですか。

○吉田説明員 標準をとってそれを基準にするというところは評価通達にもございますが、どうい

場所、標準地をどうやって選ぶかというのはい内部の取り扱いとしてやっております。したがって、外に文書として出ておるものはないとさせていただきます。

○増本委員 七万カ所選んだ場所そのものはきめられておるわけですね。それは外部にも明確にされているのですか。

○吉田説明員 それは表には出しておりませんが、意見をお聞きになってきめるということなんです。けれども、私どもも、私も弁護士をやっている経験で、それでも、不動産の鑑定というのは鑑定士によって結論が二、三に分かれて、なかなか一つの線にきまるといふことがむずかしいわけですね。これは不動産鑑定の一つのむずかしい困難な問題だと思っております。税務署での相続財産の時価評価という場合でもそういう問題というのは起こり得るし、ましてや税務署から具体的にこの土地はこのくらの評価であるということも言われても、納税者としてもそれを確信を持つて、なるほどそうだとする、得心のいく問題でもなかなかないというように、そういうむずかしさもあると思っております。決して客観的な正確さを担保したり、あるいはそれが絶対的なもの、こういう基準もなかなかないというように感ずるわけですが、そういう点で、税務署というが国税庁なり国税局、そういう当局として、この時価はこれだということをやはり納税者に確保するわけですから、その辺のところの正確性の担保、客観性の担保、こういうものはどこに求めておられるわけですか。

○吉田説明員 おっしゃいますように、土地の評価はばらつきが多くて非常にむずかしいというところはわれわれも常に痛感しております。特に買い進み、売り急ぎという場合には非常に差が多くなりますが、一応そういう要素を踏まえて、われわれとしては正常価格を導き出すようにしておるわけですが、その場合にも、正常価格というところで導き出すにおきましても、かなりの上

下、それぞれ二割なり三割の精通者の意見によって幅があるというのが実情でございます。したがって、私どもとしてはできるだけそれらを、財産評価、課税評価でございまして、いわゆる正常価格の三割減といふところで七掛けでかために評価しております。なおその正常価格の仲値を出しました際に、最近では公示価格もかなり出てまいりましたので、公示価格がその地点にあるいはその近くにある場合には公示価格を参考にいたしました。それを仲値と考えまして、それをさらにかたに、かために評価しております。

○増本委員 それは七掛けはわかるのですが、その七掛けのいわば基数になる正常価格ですね、この正常価格の取り方自身がやはり幾つにも見解が精通者によって分かれるし、そこで正常価格が幾つかに二、三割の間でばらつきがあった、それを一つのところで押える押え方というのはどういようようにしてやっておられるのですか。

○吉田説明員 何人かの御意見をとり、また税務署のこれまでの数値あるいは公示価格等を見まして、できるだけばらつきを一点に収斂させるというこの作業でやっております。

○増本委員 その収斂のしかたがまだお話だけだとよくわからないのですよ。一体それが正常値として参考になる数値を幾つくらい出されて、それをどういよう形で一つのもとに収斂させるのですか。

○吉田説明員 精通者の意見は一応五人を原則としております。それからそれ以外に売買実例自身から税務署として収斂する、導き出すやり方、それから近くにありますが公示価格を参考にしたり、そういうようなものを相互に勘案しまして収斂するといふことになっております。

○増本委員 精通者五人というのは、みんな鑑定士の資格がある人ですか。

○吉田説明員 税務署ではなかなか鑑定士にそうたくさんお願いできない場合もございますので、先ほど申しましたように、鑑定士以外にも不動産

業あるいは金融業で不動産関係をやっておられる方とか市町村の固定資産税担当の方とかいう方も随時税務署として入れてやっております。

○増本委員 土地の評価の実際を見ますと、都市近郊地域ではほとんどすべての農地が宅地並みに評価されているといいますが、時価がそういう趨勢になっているという結果も出てきているように思われます。たとえば、私の住んでいる藤沢でも、市街化区域はかりか、市街化調整区域の農地も中間農地としてずとかなり高い評価になってきています。中間農地ということになると、不動産評価の基本通達を見ますと、売買実例価格または精通者意見価格をもととして国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価するといふようになっておるわけですね。基本通達の三十四からいふところですね。ここにも、時価といふながら、結局定める倍率で計算した金額ではじき出すというように、非常に人為的といふか、作為的といふか、そういう評価がやられているのではないかと、そういうふうに思われるのですが、これは固定資産税の評価額に倍率をかけてはじき出す場合もあるわけですね。こういう倍率といふのは、一体どういよう手続と基準をもっておきめになるものですか。

○吉田説明員 いまお話しする市街地の近郊農地の場合でございますが、御案内のように、市街地周辺農地と中間農地と、それからもう少し先に行けば純農地があるわけでございますけれども、大体大ざっぱな概念は、御案内のように、市街地周辺農地はいわゆる宅地比準で、市街化区域が大部分でございますし、それから純農地は純農村が大部分でございますが、その中間地帯は中間農地であって、それは大部分が市街化調整区域でございます。それでいま、中間農地についての国税局長の定める倍率というお話がございましたが、これにつきましても、先ほど御説明いたしておりましたように、まず税務署におきまして精通者意見と売

買実例をとりまして、それで一応署内でバランスをとって、それから国税局のほうに連絡いたしました。今度は、国税局といたしまして署間のバランスをとって、そこで、一体幾らであるという一つの水準をつくって、それからそこにあります固定資産税等の割り算をいたしまして、結果的に固定資産税の何倍という倍率を国税局長が定めるというところで出しております。

○増本委員 いままでの相続財産、特に不動産の評価についての方法を伺つておいて、第一線のところでは非常に苦勞されているということがよくわかるわけですが、確定申告のたてまえからいいますと、どういう形で相続財産を評価して自分の相続財産の課税標準を出すかということまで納税者に法律その他によって明らかにされていけば、またそういう点で非常に申告の実もあがるし、納税者にもきわめて便利だということも感じます。納税者にもきわめて便利だということも感じます。納税者にもきわめて便利だということも感じます。

○増本委員 いろいろあるわけですから、この点は職務官なりあるいは主税局長にお伺いしたいのですが、こういう相続財産の評価の関連で、納税者が申告をする便宜の立場から、この評価の手法とか方法、あるいはどういふようにして自分の相続財産の課税標準をきめるかというふうなことを、

制度的に整備するお考えや気持ちをお持ちなのかどうか、その点をまずお伺いしたいというふうに思っています。

○高木(文)政府委員 たいま御指摘の評価につきましましては、御存じのように法律では、たとえば二十二条に評価の原則を定めますが、二十六条の二まできわめて基本的なことだけ定められております。そこで、この評価に関する原則をもう一そう詳しく法定すべきやいなやというのには、まさに御指摘の問題点であると思っております。

ただ問題は、たいまは土地の問題について非常に詳細に御質問がございましたが、土地の問題だけでもいろいろの問題がございしますが、土地以外のいろいろな財産についても、それぞれについていかなる具体的手法によるべきやという問題がやはりあるわけでございます。その関係上、どの程度に整備していけばいいかということも含めて問題点であると考えております。

ただ、特に土地につきましては、現在、相続財産中圧倒的に土地の占めます割合が多いわけでもありますので、最近十年來しばしばいろいろ議論があります。基本的に、固定資産税の評価と相続税の評価とはいかにあるべきか、それから最近になりまして公示価格制度がだんだん整備されてまいりましたので、公示価格制度というものの間の関連がいかにあるべきかというふうなことが議論になつてきております。昭和四十八年度から公示価格制度もかなり全国的に広げようかという方向で、所要の法制の整備なり予算措置なりがとられるようになってまいりましたので、今後土地の評価問題につきましましては、主として公示価格制度を今後どういふふうに進展させていくかということと関連しながら、御指摘の点も含めて検討してまいりたいと思っております。

○増本委員 実は、私のところに最近投書がきまして、これは北海道の釧路の人なんです。相続税の申告を自分で出したら、税務署からこの評価ではだめだといつて返されて、税務署の職員が申告書に税務署の評価の額を記入して、こういう形で申告をしろというように言われた。それが自分の評価とあまりに違うのでたいへん驚いた。見ると、地目が原野であろうが雑種地であろうが、その人の感想だと全部大体宅地並みだ。市街化調整区域を、牛馬で耕してもひざままでつかるような湿地帯でも、非常に高い評価がされている気がしてならない。こういうふうなことが書いてあるのです。こういう感想を納税者が持つのも、つまり税務署が一体幾らの評価をそれぞれの土地にしているのか、特に納税者は自分の財産について国から内々一定の評価を受けているが自分はそれを全く知らない、申告のときに聞きにいかなければわからぬ、こういうことから、納税者そのものからすれば、納税者が陰でこっそり評価をしたものが何の客観的な担保もなしに、その正確性の保証もなしに、申告のときにそれを押しつけられる、こういう印象はいないかというのです。だからこそ、その評価をした金額とかあるいはその評価の手だて、こういうものについては、これははっきりと納税者だれにでもわかるように公示をして、そして納税者や国民のそれに対する反証なりそういうものを、意見も組み入れながら適正な価格を評価していく、こういう開かれた制度なり関係というものを、税務行政の実際の面から私もあるように思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○吉田説明員 先ほど申しましたように、私もできるだけ、どういふ基準で、その土地は幾らであるか、特に固定資産税の倍率地域であれば何倍であるかということもPRするように、市町村役場とが農協事務所等にも備えつけるようにいたしておりますが、まだわれわれの努力が足りない点は、これからでもできるだけPRをやつて周知させるというようにやっていたいと思っております。

○増本委員 そういう、納税者にわからしめる、評価額を公にする、そういうような制度は、これは税務当局なり大蔵省のほうでその気になれば、私は、法律上の根拠がなくとも一定のものでは

るのではないかと、いろいろな思いもいたしますけれども、その点は、政務次官あるいは主税局長はかがお考えですか。

○高木(文)政府委員 たてまえとしては、やはり申告納税でございますから、納税者が御自身で評価をして申告をされるというのが第一原則です。ところが、非常に多くの財産があるというふうなことであれば、御自身が不動産鑑定士に頼んで評価をして、そして申告するということもできないわけではないのですが、大部分の相続の場合にはそこまで手間をかけてということもなかなかむずかしい。そこで、税務署においてただければそれは御説明します、こういうたてまえになつてい

るわけでございます。

それを、たとえば初めから、制度的に公示をするというふうな制度はどうかということも一つ考えられないわけではないわけですが、しかし、たとえば固定資産税の場合でございしますと、これは全国すべての土地について毎年課税の問題が起るわけですが、相続税というのは、御案内のように、全国で最近で四万件強、こういうことでございしますし、しかもその土地も、相続税の場合は固定資産税よりもはるかに税率が高いというふうな問題もございしますし、それこれ考えてみますと、なにか、そこで公示というふうなことをやりますと、今度はまた本来の申告納税から若干気持ちの上で離れてきて、それで統一をするのだというふうな気分も出てくるということもありません。御議論のようなことは、私自身かつて国税局で仕事をしておりますときにも中でいろいろ議論しましたが、両論ありまして、現在のところは、従来どおりの慣習に従って、税務署にそういう帳簿を備えつけておいて、おいでになつた方は見てくださいあるいはお教えします、そういうふうなことになるわけですが、それらの点について、部内でも議論のあるところですが、今後そういう制度をとるほうがいいかどうか、検討する必要はあると思っております。同時に、制度、税法上の問題としましては、先ほど申し上げまし

たようなことでありますので、御指摘の点は今後とも勉強してまいりたいと思っております。

○増本委員 つまり、納税者の側から見ますと、一体どういう手だてで、どういふぐあいに自分の財産が評価されているのか、その根拠や何かについてもよく得心がいかなければ、しかも自分の反証がなかなかしにくい、だからこの点でこれが適正であるということを部内だけできめて、聞きに行けば教えてくれるけれども、それは申告制度ですから、自分で思った評価を出しても、それはそれでいいわけですが、しかし申告も内容の正確性というのを納税者自身もやはり考えなければいかぬということだと、税務署で評価した額が正しいかどうかということをやはりお互いに、納税者の側からの意見なりそういうものもしんじやくして、税務署の評価そのものも、より現実に近い正しいものにアプローチしていく努力が必要なのではないかと、そういうものに耐えて、そうして正確な一点に収斂していく、そういうやり方をどうしてもとる必要があるというように思うのです。そういうことを検討される必要が私にはあるのじゃないかというように思うのです。内部だけでいろいろの精通者の意見も聞いてきめられる、それはあくまでも一つの基準だとおっしゃるけれども、しかしそれよりも低い申告をされれば、税務署の出されている評価に従って、これは過少申告の疑いがあるということで調査もするだろうし、それから修正申告を要求する場合もあるだろうし、ましてやそれでもきかなければ、それに基づいて更正決定をするということにもなるのだらうと思うのです。そういう点で、税務行政の上では、単にそれが申告を納税者にもたらしたための判断の基準として提供することにとどまらないうで、さらに納税義務を今度は更正決定によって確定していく、そういう作用まで持っているわけですから、そこらの点は十分にやはり検討される必要があると思うのですけれども、最後に、その方向についてどうなのか、もう一度ひとつお答えいただきたいというように思います。

○高木(文)政府委員 御指摘の点は確かにあるわけですが、ただ具体的に、相続が起りた七万点とは必ずしも合わないわけ、その七万点で示したものを参考にしながら、また具体的に相続の対象となりました物件の評価といふのはもう一べん起こってくるわけでございます。それで、現実の私どもの経験でも、たとえば税務署のほうは最近の取引事例等をベースにして、こういう標準点をこういうふうに変えましたということになります。納税者のほうは、それは非常に異なる取引であるというふうなことから、それは基準にすべきでないというふうなことで、現実には、私の承知している範囲では、かなりの程度納税者の方と税務署との間で一種のネゴシエーションが行なわれるという過程を経なければならぬ場合もあるわけでございます。そのところ、制度を整備するなりあるいは制度までいかなくても、運用上何か標準点の評価方式なり評価結果を明示するというのも、もう少し別の方法で明らかにすることについても検討はしてみたいと思っております。しかし、従来もこれは決して放置してあるわけではないので、かえって公示してみたいことをしますと、それで何かすべてがきまってしまうような印象を与えるおそれもあり、私どもとしまして、主としてこれは制度の問題としては主税局、それから運用の問題としては国税庁でございますが、今後もなお検討はいたしますが、必ずこういう方向でいたしたいということまでは、本日ちょっとお答えいたしたいというところでございます。

○増本委員 相続税法が時価主義をとっている理由の一つは、やはり財産の承継取得税だということ、そういう側面をかなり強調してのたてまえだというように思うのですけれども、この承継取得ということをするすべての相続財産に及ぼすことが、一つは相続の現実の実態に合わないという問題も出てくるんじゃないか。たとえば勤労者の居住用財産とか中小零細業者の営業財産とか、それから農民

の営業資産というふうな一定の規模のものは、それ以前に被相続人と相続人である後継者とかやはり共同で生活手段として使用してきたもの、こういう側面が非常に強いということも実態の一つとしてあるだろうと思うのです。所有名義は承継人に変わったけれども、それは法律形式で変わったにすぎないのであって、その権利の実態は、やはり全面的に被相続人が生前に排他的に支配してきたものかどうかというところは必ずしも一様ではない、こういうこともあり得るわけですね。ですから、一定規模以下の居住用資産や中小業者の営業用資産とか、それから農民の営業資産、こういうものは守れるようにやはり免税点を大幅に引き上げるといふことを、ひとつこれは評価の面とは別に考えていくことが非常に重要だということに私は思うのです。こういう一定規模の生活資産というものが、それ以外の可処分財産については、これは非常に厳密に時価主義で評価をしなければならぬ面があるわけで、これは大資産家の場合は特にそういう可処分財産が多いわけだから、その担税力を考えても合理的にきちんと評価をして課税をするということとあわせて、処分の不適当または社会的に処分不能な財産というか、というものを分けてこれはやはり検討していく必要があると思っております。この点についてはせんだつての大臣の質問に対するお答えでも、大幅に減税を今後考えていくというお答えもいただいていますけれども、一体どういう方向でこういう問題を検討されようとしているのか。その点について少し具体的ににお答えをいただきたいと思っております。

○高木(文)政府委員 まああまり細かいでなし、生活に必要であると思われるような住宅並びに住宅用地、それからたまたま御指摘の農地の問題、それからいわば中小企業の経営の基本となる財産については、他の比較的処分可能な財産と別にして評価基準をつくってはどうか、あるいは特別な控除制度を設けてはどうかという御議論は、相続税にはずっと古くからある御議論でございます。

私どもの考え方では、確かに御指摘のように、現象的には何かこういう小さい居住用については特別に考えられないかとか、農業用の農地等については特別に考えられないかというところは、具体的な事案に即して考えます場合には、私も自身も何か名案がないものかということも考えるわけでございますが、さて制度論として考えてみますと、一人一人の相続財産の構成割合が、その種のもので非常に多い方あるいは半分くらい占めている方あるいはそれが少ない方というふうにいるいろいろな例がございます。それからもう一つの問題は、やはり被相続人のほうの立場だけではない、相続人の中で農業なり中小企業なりを継承される方と、そうでない方との関係をどう調整するのかという、相続税以前の相続自体に伴う問題がございまして、いままでのところは私も自身も具体的な事例については何か考えられないかとくふうしてみるのでございますけれども、結論的にはやはりそこに評価原則なり何なりに差等を設けたり特別控除制度を設けることは、公平の原則からいってどうもやはりうまくいってはいかないかということ、現在までのところははいわゆる課税最低限の引き上げをもって対処してきたわけでございます。そして、今後とも、いまのような角度からの御指摘がしばしば各方面から寄せられておりますので、それは検討は続けてまいりますが、先般大臣がお答えいたしましたけれども、短い期間の間にもまた法案審議をお願いするというのを申し上げております内容といたしましては、なかなかそういう新しい制度を設けることは困難であって、やはり一般的な最低限の引き上げという形で対処をせざるを得ない、短期の問題としてはそういう問題ではないかと私も考えております。

○増本委員 相続税法の二十六条の二は時価主義の一種の例外規定ですね、立木の評価を百分の八十五にするというところは、この二十六条の二の立法趣旨はどういうことなんでしょうか。

○高木(文)政府委員 御指摘の点は確かにあるわけですが、ただ具体的に、相続が起りた七万点とは必ずしも合わないわけ、その七万点で示したものを参考にしながら、また具体的に相続の対象となりました物件の評価といふのはもう一べん起こってくるわけでございます。それで、現実の私どもの経験でも、たとえば税務署のほうは最近の取引事例等をベースにして、こういう標準点をこういうふうに変えましたということになります。納税者のほうは、それは非常に異なる取引であるというふうなことから、それは基準にすべきでないというふうなことで、現実には、私の承知している範囲では、かなりの程度納税者の方と税務署との間で一種のネゴシエーションが行なわれるという過程を経なければならぬ場合もあるわけでございます。そのところ、制度を整備するなりあるいは制度までいかなくても、運用上何か標準点の評価方式なり評価結果を明示するというのも、もう少し別の方法で明らかにすることについても検討はしてみたいと思っております。しかし、従来もこれは決して放置してあるわけではないので、かえって公示してみたいことをしますと、それで何かすべてがきまってしまうような印象を与えるおそれもあり、私どもとしまして、主としてこれは制度の問題としては主税局、それから運用の問題としては国税庁でございますが、今後もなお検討はいたしますが、必ずこういう方向でいたしたいということまでは、本日ちょっとお答えをいただきたいというところでございます。

私どもの考え方では、確かに御指摘のように、現象的には何かこういう小さい居住用については特別に考えられないかとか、農業用の農地等については特別に考えられないかというところは、具体的な事案に即して考えます場合には、私も自身も何か名案がないものかということも考えるわけでございますが、さて制度論として考えてみますと、一人一人の相続財産の構成割合が、その種のもので非常に多い方あるいは半分くらい占めている方あるいはそれが少ない方というふうにいるいろいろな例がございます。それからもう一つの問題は、やはり被相続人のほうの立場だけではない、相続人の中で農業なり中小企業なりを継承される方と、そうでない方との関係をどう調整するのかという、相続税以前の相続自体に伴う問題がございまして、いままでのところは私も自身も具体的な事例については何か考えられないかとくふうしてみるのでございますけれども、結論的にはやはりそこに評価原則なり何なりに差等を設けたり特別控除制度を設けることは、公平の原則からいってどうもやはりうまくいってはいかないかということ、現在までのところははいわゆる課税最低限の引き上げをもって対処してきたわけでございます。そして、今後とも、いまのような角度からの御指摘がしばしば各方面から寄せられておりますので、それは検討は続けてまいりますが、先般大臣がお答えいたしましたけれども、短い期間の間にもまた法案審議をお願いするというのを申し上げております内容といたしましては、なかなかそういう新しい制度を設けることは困難であって、やはり一般的な最低限の引き上げという形で対処をせざるを得ない、短期の問題としてはそういう問題ではないかと私も考えております。

○増本委員 相続税法の二十六条の二は時価主義の一種の例外規定ですね、立木の評価を百分の八十五にするというところは、この二十六条の二の立法趣旨はどういうことなんでしょうか。

○高木(文)政府委員 御指摘の点は確かにあるわけですが、ただ具体的に、相続が起りた七万点とは必ずしも合わないわけ、その七万点で示したものを参考にしながら、また具体的に相続の対象となりました物件の評価といふのはもう一べん起こってくるわけでございます。それで、現実の私どもの経験でも、たとえば税務署のほうは最近の取引事例等をベースにして、こういう標準点をこういうふうに変えましたということになります。納税者のほうは、それは非常に異なる取引であるというふうなことから、それは基準にすべきでないというふうなことで、現実には、私の承知している範囲では、かなりの程度納税者の方と税務署との間で一種のネゴシエーションが行なわれるという過程を経なければならぬ場合もあるわけでございます。そのところ、制度を整備するなりあるいは制度までいかなくても、運用上何か標準点の評価方式なり評価結果を明示するというのも、もう少し別の方法で明らかにすることについても検討はしてみたいと思っております。しかし、従来もこれは決して放置してあるわけではないので、かえって公示してみたいことをしますと、それで何かすべてがきまってしまうような印象を与えるおそれもあり、私どもとしまして、主としてこれは制度の問題としては主税局、それから運用の問題としては国税庁でございますが、今後もなお検討はいたしますが、必ずこういう方向でいたしたいということまでは、本日ちょっとお答えをいただきたいというところでございます。

私どもの考え方では、確かに御指摘のように、現象的には何かこういう小さい居住用については特別に考えられないかとか、農業用の農地等については特別に考えられないかというところは、具体的な事案に即して考えます場合には、私も自身も何か名案がないものかということも考えるわけでございますが、さて制度論として考えてみますと、一人一人の相続財産の構成割合が、その種のもので非常に多い方あるいは半分くらい占めている方あるいはそれが少ない方というふうにいるいろいろな例がございます。それからもう一つの問題は、やはり被相続人のほうの立場だけではない、相続人の中で農業なり中小企業なりを継承される方と、そうでない方との関係をどう調整するのかという、相続税以前の相続自体に伴う問題がございまして、いままでのところは私も自身も具体的な事例については何か考えられないかとくふうしてみるのでございますけれども、結論的にはやはりそこに評価原則なり何なりに差等を設けたり特別控除制度を設けることは、公平の原則からいってどうもやはりうまくいってはいかないかということ、現在までのところははいわゆる課税最低限の引き上げをもって対処してきたわけでございます。そして、今後とも、いまのような角度からの御指摘がしばしば各方面から寄せられておりますので、それは検討は続けてまいりますが、先般大臣がお答えいたしましたけれども、短い期間の間にもまた法案審議をお願いするというのを申し上げております内容といたしましては、なかなかそういう新しい制度を設けることは困難であって、やはり一般的な最低限の引き上げという形で対処をせざるを得ない、短期の問題としてはそういう問題ではないかと私も考えております。

○高木(文)政府委員 二十六条の二の規定は、立木というものの性格をどう見るべきかということから発しているものでございまして、立木というのは相続または遺贈を受けた後、大体多くの場合その相続人が経営に当たっておられる期間中に必ずといっていいくらいに譲渡が発生する、相続直後にまた譲渡が発生する。たとえば二十年なり三十年なり一種の幼齡林といえますか、まだ切るには早い、伐期にきていない立木を相続で承継したという場合にはその何年か後に伐採が行なわれる。そこで何か相続税と、その後の伐採後における譲渡所得、伐採によりまして発生するところの譲渡所得との間に近い時点において一種の二重に課税されるというような例がありまして、これは二重課税ではないかという考え方と、それからすでにべん相続税がかかっておりますものを次の時点で売った場合の期間が接近している場合、それは二重課税と見るべきであるという御意見がありまして、各方面で意見調整の末、一種の妥協として相続税時点で評価額の一五%を引きまし

うということと調整をすることになったものでございまして。で、それはやはり立木には立木なりの問題があり、それでは農地なら農地にどう問題があるか、営業用資産にどう問題があるかという問題があるわけでございます。何といたしても立木の場合にはかなり普遍的に顕著にそういう問題が起こるところからそういう規定が置かれたものでございます。

○増本委員 いまのお話でもわかりますように、やはり相続財産の評価についても時価主義をとる場合でも一定の政策的な配慮とか、いろいろ問題に応じてこれを修正するということを法律自身が体系の中で認めているわけですね。そうしますと、居住用とか営業用とかあるいは農業をやるための資産の一定規模のものについてもやはり別の配慮、政策的な考慮ですね、相続人の生存権とかあるいはまた所得税の場合に考えられる生活費非課税、これを後継者の生活手段そのものに対して非課税としていくということも合理的な根拠があ

ることだし、こういう立場から見ても、時価主義をやったりいろいろ問題では修正をして別途のたてまえをとるということも十分意義のあることだし、合理的な態度である、それはまた相続税法の体系から見てもそれを逸脱するものではないというようにも考えるわけですが、こういう立場に立って、先ほどの居住用とか営業用とかあるいは営業用の資産に対して、この時価主義を修正して、一定規模のものはきちんと相続税から守れるという立場をとられることも一つの方向だと思えますけれども、この点についてはいかがですか。

○高木(文)政府委員 おっしゃることは非常によくわかるのでございます。現に二十六条の二のような評価についての特例規定があるではないかという点もよくわかるのでございます。ただ、具体的に考えてみますと、立木の場合については、たとえば相続人なら相続人が五人いて、その五人の人が共同といえますか、共有といえますか、そういう形で相続するということも可能でございますが、農地なり中小企業なりあるいは住宅という具体的な場合は分けていく、こういうことになってまいります。そういう関係がありますので、たとえば住宅についてはだけ評価をされるということと相続の配分との関係はどうなのかというような問題がありまして、農地とか中小企業財産とかあるいは住宅とかについては、立木の場合よりはやや複雑な関係になっておるわけでございます。そういうふうに分相統の大原則からいって、具体的なその財産が均分相続になってもうまくいくようなものと、それから住宅、農地等の場合のようになかなかそこそこがうまくいかないものとの関係もありまして、二十六条の二のような規定を御指摘のような種々の事例にそのまま当てはめてはどうかという点については、なお相当実態的、技術的にむずかしい問題があるかと思っております。ただ、かねがねそういう御議論は納税者の間に起こっておりますし、われわれとしても長期の

研究課題となっております。

○増本委員 時価主義をとられて、しかも最近の土地の異常なまでの値上がりによってもう持ち切れないという状態が各所で出ているわけですね。実はきのう、私、藤沢の農協の人たちと懇談をしたときに、たまたま相続税の話が出まして、たとえば三反持っている人で、去年相続があつて払わなくちゃならない相続税が五千七百万円だというのですよ。これはほとんどが市街化区域。それからもう一つは、八反持っている人で、これは横浜市の戸塚のほうの人でしたが、二億五千万円の相続税だ、こういうのですよ。そうしますと、これが一応延納願ひ、延納申請を出して許可はもらったけれども、実質的には払える見込みがない、土地を売らなければどうも払えない、こういうわけですね。

だから、相続税の税額がきまらなくて相続税を払うとなれば、その相続財産を処分して払う以外にないという点で、相続の発生とそれから相続財産の処分とが時間的にも非常に密接になって、しかもそれは別の資産を得るためにその相続財産を処分するのではなくて相続税を納めるために処分する、こういうようなことになっている現状だと思ふのでございます。だからそれについて一定の、しかも都市近郊農村の実態を見れば、三反五反くらいがいま大体平均保有面積になっているという現状では、しかも評価だけは時価主義をとられてかなりきびしい評価をやられるということだと、相続のたびに先細りしていても営業の基礎そのものが相続によって破壊されるという、これはもう前から何人かの委員の人からも指摘をされている点ですけれども、こういう実態だというふうな思ふのです。ですから相続に対する評価を、一つは政策的にも配慮して修正をするということと同時に、この相続の発生と密着をして相続税を払うために相続財産を処分するというような場合には、その譲渡に対する課税についてもやはり一定の配慮というものが必要になってくるのではないだろうかという点も考えられるわけですが、

その点について、一体政府のほうではどういうふうにお考えになっておられるか、まずその点について伺いたい。

○高木(文)政府委員 ただいまの二億からの相続税の方というお話がございましたが、それは家族構成、相続人の数、その他によって違いますが、二億五千万ということであると大体遺産額で五億円くらいの方であらうかと思うのです。五億円くらいの方が現在農業をやっている場合と、いうことになる、現在の相続税の一生の財産の清算という意味から申しますと、私どもの考えております中堅財産階層の税負担を軽減するという思想から申しても、五億ということになると、やはりやや中以上の階層といわざるを得ないのではないかと。そういう意味からいいますと、私どもとしては売らざるを得ない、売る以外には相続税を納められないという事態がありまして、それはやはり一生の財産の清算という意味からは、現在の相続税のたてまえ上やむを得ないのではないかと思ふ。

ただ、そのために現実に売らなければならぬ、売ることになると、次にまた譲渡所得が発生するということあたりのところをどう調整するかという問題は、譲渡所得と相続税とは全く別の問題だというふうな割り切つて見る考え方もございまして。実はそういうことでもかなり長年の間相続税と譲渡所得とは別の問題だ。たとえば現に売つてから相続が起こった場合と、それから相続が起こつてから売つた場合のバランスを考えると、両者は切り離して考えるべきだという考え方で長年まいておりましたが、最近御指摘のような事例がだいたい出てまいりました結果、昭和四十五年度の改正で譲渡所得のいわば原価に当該土地の相続税相当額を充てる。つまりそれだけは譲渡所得について経費として引きましようと思はれますか、そういう形で調整することに四十五年からなっております。それでもなおかつ土地を売らなければならぬという問題は非常にきついではないかという問題があるわけですが、現在のところ

その点について、一体政府のほうではどういうふうにお考えになっておられるか、まずその点について伺いたい。

るは延納制度が一つ、それから一言つたかような譲渡所得原価算入制度が一つ、その二つでの調整だけを行なっておるといふことではないかと。○増本委員 たくさんの土地を持っている場合には、それは大資産家あるいは中堅財産層以上に対してそれなりのきびしい清算もしなければならぬと思ひますけれども、ただそれが営業用資産とか営業資産でその土地がなければ農業やそれから商工業もやっていくことができないといふわけで、中堅財産層になれば、なおやはり深刻な問題が出てくるわけですね。可処分財産もない、自分の営業資産を売らなければ相続税も払えないといふ、こういう深刻な問題といふのは各所にあるわけですから、そこらの配慮もひとつ検討していただきたいといふように思ふわけですね。

それとの関連で、荒木委員のほうから関連質問があるわけでありまして、ひとつお許しいただきたいと思ひます。○荒木(宏)委員 いまの点だけに限ってお尋ねたいと思ひますが、実情はいままでのそれぞれの委員さんから質問で出ておるのですけれども、関連して、政府委員のほうでは、農業の営業単位といひますか、農業をやっていくのに最低このくらいはないととも農業とはいへぬだろうといふ一つのミニマムがあると思ふのですが、そういう下限についてはどんなふうにごらんになっておるか。関連でひとつ伺ひたい。

○高木(文)政府委員 いわば標準的な農業経営規模といひますか、そういうものの農地の相続については、本来課税にならないようにするのが原則であらうかと思ひます。ただ、最近非常に私も弱っておりますのは、都市近郊農地の問題であります。都市近郊農地については、相続税評価額でいいますと、いわば適当なる経営規模の場合であります。今回の改正によりまして課税最低限の引き上げによりまして、なおかつ課税対象になる事業が相当増加しつつあるわけでございます。そこで、都市周辺地域、いわゆる純農地帯でない地域における農地、そして後継者が農業を継

続していきなさいという場合の相続税のあり方というの、確かに非常に問題であるといふふうにお考へております。ただし、実はこの問題につきましては、かねがね農林省等ともいろいろ意見を交換しておるわけでございますが、実は最近の現状は私も詳しくは知りませんが、相続税の問題の前に、相続自体の問題として、つまり何人かの子さんがおつて、そのうちの一人が後継者であるという場合の相続人相互間の問題で、いろいろと紛争が起こつておるようでございます。農家における後継者の地位をどうやって保持していくかという問題と、それを相続の上でどういふふうな指導といひますか、あるべきものと考えるべきか、憲法あるいは民法に定めます均分相続の考え方とどうそこを調整していくか、そしてそれを相続税の上でどう反映していくかという問題は、最近における都市近郊農地の地価急上昇と関連いたしまして、また、それほど上がつていないところでも、将来農地の価格が上がるのであろうというところとの関連で、いろいろ問題が起こつておるわけでありまして、私もいさよ頭の痛い問題ではあると考へておりますが、どうも相続税の問題と前に、相続の問題としてどう処理するべきかというところの考へ方が固まつてくるということが先決ではないかといふふうにお考へております。

○荒木(宏)委員 問題を提起しておりますのはこういうことなんです。ほかの委員さんからもいろいろいろいろな観点からありましたけれども、相続税額が高い、その高い相続税を払うためにいろいろ苦勞しなきゃならぬ、これは一つ問題です。お考へいたただかなきゃならぬと思ひます。それから、建物の場合によつては売却しなきゃならぬ、これも生活破壊につながる大きな問題です。これも考へていただかなきゃならぬ。しかし、いままつておりますのは、それとあわせて、あるいはそれ以上に近郊農村で相続が起こつて、その相続税を納めるために農地を処分しなければならぬ。ところが、農地は数量的には可分ですけれども、

残った残余農地ではもう農業のそらばんがとて合はなくて、社会経済的にやめていけなさい。この点もほかの委員さんからも御指摘があったとおります。いま大阪の戸当たり平均所有農地は、計数上からいいますと四・五反です。農民の皆さんに聞いてみますと、これ以上農地が減つたのでは、一反とか二反では、いまの肥料、いまの手間賃、それからいまの農産物価格、それから納めなければならぬあれなら、この機会に全部処分しなければならぬ。自分の意思にかかわらず農業を廃業しなければならぬ。これが社会現象として社会経済的に起こつておるわけですね。

一方、農産物の自給は、国の農業政策の基本として非常に重要なことですから、農林省のほうではその点については自由化の問題とあわせて、農業保護のためにいろいろ御苦勞なさつておるところです。ところが同じ内閣の他の省では、都市近郊農村の保護のためにいろいろやつておる。ところが同じ内閣の他の省では相続税の徴収に伴つて、農業を全部やめなければならぬという事態が起こつても、何らの配慮が払われていないことになれば、これは問題ではないか、しかも立木のときには、議論はあるけれども、実質的に課税の時期が接合しておることでも、軽減措置も講じられておることになれば、法律的には別として、社会現象的には同一の機会に相続とそれから譲渡が起こらざるを得ないような社会機構になつておる、社会経済実態になつておる。このことについて、政策的に政務次官はどうか考へなつかう。つまり都市近郊農業を保護しなければならぬといふ声の一方にあって、一方ではこのことによつてその税金に見合う分だけ資産があるのだから、処分して納めればよいでしようということでは済まない実態がある。これは政務次官に政策の問題としてお伺ひをしたい。

○山本(幸)政府委員 いまお話し、農村の中で農業経営の経営規模をどれくらいに考へていくかという基本的な問題が一つあるわけですが、

も、先ほど来のお話は、純農村とかあるいは中間農村といふことではなくて、要するに都市近郊の農村における経営形態といふものを、いまお取り上げになつておるわけですね。どうも最近の傾向は、都市近郊におきましては地価が著しく騰貴をしておりますから、つまり経済の原則からいへば、土地が生産の手段であるといふよりは、むしろ財産という概念のほうが非常に強くなつてきておる。税制の上でも、たとえば一括生前贈与などという制度を考へたわけですが、これも、これらも実際のところ実務者の話ではあまり成功してないといふようなことで、そういう考へ方がすつかり変わつてきておる。純農村あたりになれば、これはほんとうに生産の手段ですから、そういうふうにお考へになつておる。その辺のあたりから始まりまして、今度は先ほど局長が申しましたように、日本の相続の制度が戦後新しい憲法のもので、いわゆる家督相続といふことではなくて、均分相続になつてきて、財産を分割をしていくという考へ方になつてきておる。その場合に、それでは後継者として農業なら農業といふものをやめていこうという人に、一体そういう均分相続制度の上でどういふふうな考へ方をしていくかという根本問題が一つあると思ふのです。これは、法務省では一体これをどう考へていくか、戦後の新しい憲法のもとでの考へ方と、戦前の憲法のもとでの考へ方といふものとの間の変化といふものから考へてみますと、やや、逆戻りしたといひます。ませんけれども、少し考へ方を戻したといひますか、そういう考へ方もしなければならぬ面も否定できないのではないだろうか。そういういたしますと、相続の制度の上で一体これをどういふふうにお考へていくかといふたいへんむずかしい問題があるように思ふのです。これは法務省のほうもいろいろ御研究なさつておるけれども、なかなか結論ができていくということがありません。同時にまた、税制の面では、農業と中小企業との問題、あるいはサラリーマンとの均衡の問題、そういういろいろの問題があるわけなんです。

七

いずれにしろ、結論的にいえば、やはり農業経営はある程度の経営規模を持たなければならぬ。日本の農業政策の上におきましても、経営規模をなるべく大きくして、農業がうまくいけるようにひとつ考えていきたいという方向には間違いはないのでありますけれども、その辺のところのいろいろの考え方の混濁といいますが、考え方の接点というものが、いま如実に都市近郊農村にあらわれているという感じがいたします。そう考へてまいりますと、全体としてそれらをひとつ考へ合わせて、相続と農業政策との調和、あるいは税制をその間でどう考へていくかという問題を、全体の問題として今後ひとつ考へていかなければならぬ、こういうふうな思っているわけでございます。

○荒木(宏)委員 問題意識はずいぶんお持ちのようには伺いましたのですけれども、さて、そのお持ちになつて居る問題を一体どう解決なさるのか。御案内のように、いま自治省の關係では、農地の宅地並に課税の問題で、きょうも久保講堂で全国の農民の代表が集まつて、朝から集會をやつておりますけれども、やはり農地は農地として、擬装の農地は別として、これは保護していかなければならぬというの、これはきわめて道理のあることでして、そのことが否定できないからこそ、いま宅地並課税の問題については非常に大きな世論が起つて居るわけですね。ですから、農林省のほうでもそういう方向であり、自治省のほうでも、課税の面からも、地方税の上ではあるけれども、その実態を認めて、それを進める方向を検討せざるを得なくなつて居る。ひとり国税の面だけ全くの考慮が払われていない。何もないでしよう、この点は。いま損算人ということをちょっとおっしゃいましたけれども、しかし、そろばんの勘定ではなくて、農業を守るといふ観点ですね。これは、幾ら損金に入れてもらつたつて、処分しなければ払えないようなことでは、農業を破壊せざるを得ぬわけですから、最低限度を割つてしまへばどうにもならぬのですから、そう

いう点で、政務次官に重ねてお伺いしたいのですけれども、一体、お持ちになつて居る問題の解決の方向としては、どういふふうにお考へになつて居るか。

ちよつと実情を申し上げますと、私の出身の大坂では、大阪府民の生鮮食品のうちの野菜の四割は、府下の農民が供給して居ます。畜産、それから果樹、蔬菜、これらについて都市近郊農村の果たしておる役割りは非常に大きいわけです。物価の点からも、また公害対策の点からも、この点は十分御配慮いただきたいと思つて居るのですけれども、なればこそ、都市近郊農村の振興を大いにやつてくれというものが、四十五年の世論調査では六八・四%です。それから住宅地付近、近郊地の田畑は、擬装農地は別にしまして、ペンペン草のはえて居るようなのは別として、残して居たほうがいいという積極意見が五一・七%、こゝんなのはなくなつたほうがいいというものは二四・五%しかありません。ですから、相続税制の中でその点についての配慮の方向をひとつ明らかにしていただきたい。——いや、政府委員の方でけつこうです。政府委員の方から話してください。

○高木(文)政府委員 まず現在、固定資産税の問題と相続税の問題との違いは、固定資産税のほうは、現に農業を長年経営しておられる方の問題で、それが土地の評価が上がつたことに伴つて固定資産税は上ぐべきやいなやという問題でございますが、相続税の問題は、一つは、一生所得の清算という意味があることが一つと、もう一点は、相続人は必ずしも農業をやられる方ばかりではないわけでございます。相続人の中にどなたか一人が農業を継続するという關係になるわけでございます。そうしますと、その農業を継続される相続人と他の相続人との關係をどう調整するかという問題が一つあります。それからもう一つは、相続をされた方の中で、親御さんが農業をやつておられた、農地を持つておられた方とその他の財産を持つておられた方とのバランス問題というのが

ありまして、なかなかたたいの御指摘は、今後非常に大きな方針として、都市近郊農地をどう持つていくのかという問題がまず一つござります。

その問題と関連がありますが、それについてかりにそれを都市近郊農地を今後とも農地として維持すべきだという前提でものごとが考へられるようになりまして、相続税のフィールドにおいては、なかなかほかのいふ言つた二つのバランスの關係から、その種の農地については、相続税の課税対象からまるきり除外をするという事は非常にむずかしいのではないかと、先ほど政務次官がお答えをいたしました。相続については、現在、法務省の中の法制審議会におかれております相続部会において、おとしからかなり長期にわたり御専門の方がお集まりになつて御検討なすつておられますが、どうもやはりその相続に詳しい、そしていろいろ家庭裁判所とかなんとかで具体的に相続の紛争事案を扱つていらつしやる委員さんの御感では、均分相続はどうしても譲れないというふうな御感がだんだん強くなつてきておられます。そういうことを考へてみますと、私どもとしては、非常に重要な御指摘ではあります。が、他の農業政策との関連で、都市近郊農地問題がどのようになつて居るか、それによつてところが非常に大きいのでありますけれども、それでもなおかつ、相続及び相続税の問題としては、なかなかもう一つ複雑な問題があるということをお含み願ひたいと思ひます。

○荒木(宏)委員 ちよつと、政務次官にお答えいただく前に、いまの技術的な説明ですから一言申し上げておいてお考へを聞かせていただきたいのですが、一生資産の清算というお話があつたのですけれども、これは遺産取得税体系に変わつて居るまでは、前の残りかす的な考へ方ではないか。もちろん遺産税体系の考へ方は、税額計算の上で部分的に取り入れられておらずけれども、しかし大きな体系としてはもう二十年前に変わつて居るのであるから、そういう意味合いで、一番初めにおっしゃつた理由は、日本の農業をどうする

かということからいいますと、いまのこの大きな経済政策の点からいいますと、とるに足らない、その問題にすべき点ではないというふうな思ひますがね。

それから、均分相続の点から見て、相続人間の負担の公平という問題がありましたけれども、この部分は、まさに相続人間の協議によるわけですから、私的自治にゆだねられて居る典型的な分野でして、それについて身内の間で話がきまつて居るのに、国の力で、いや、それは不公平だからというふうなことでくちばしをいれるようなことはなからう、こう思つて居るのです。ですから、均分相続のたてまへはたてまへとながらも、しかしやはり当事者間の私的自治の範囲で、しかも農業を継続するという本人の意思、また、都市近郊農業を發展させていくという全体のこの農業政策の点から見ますと、従来、税制の持つて居る禁止誘導機能という点からいひましても、もつともっと農業振興という点から見て相続税制を考へていただかないと、法務省のほうばかり連絡されておるといふんじやこれはどうにもならぬと思つて居るのです。ですから、その意味で政務次官に、今後の方向として、日本の農業を發展させる意味で、都市近郊農業を保護育成するという意味で、相続税の検討をお進めいただきたいというふうな思ひたいと思つて居るのです。

○山本(幸)政府委員 確かにおっしゃることもよくわかります。わかるのですが、全体の、たとへば先ほど来お話しのあるような都市のサラリーマンなどの方々の居住用の財産をどうするか、それから中小企業者の方々の営業用の設備といたしまして、財産といひますか、そういうものは一体どうするか、それからいまお話しした農業経営者の農業財産をどう守るか。こういうそれぞれ国民のいろいろの財産をお持ちになつて居る方によつて、それらが引き続き営業なり経営をやつていけるように、またある意味では、財産の蓄積の意欲を失わない、そこなわなないという、そうい

う政策的な考え方をすべて相続税としてはしていかなければならぬわけです。相続税の本来の性格、機能というのは一体何だという議論もございしますが、これもすでにいろいろ議論がありまして、一つは従来の生前所得の清算的な意味もあろう、もう一つは偶発的な財産取得に対する課税だという意味もあろう。それらもいろいろ考え合わせまして、一体どの辺で線を引いていくのがいいかというのはいく問題でもあろうと思っております。いぶん変わっていく問題でもあろうと思っております。しかし、いまお話し、特に都市近郊における農業経営者が引き続き経営をやっているような形を考えていくということについては、これは均分相続はもちろんですけれども、たとえばいまの相続税でも、そういう法律による相続の分け前によって一応相続税は勘定しますけれども、それを実際にお払いになるのは、いまお話しのように、お話し合いになつた上でそういう取得をされる方がお払いになればよろしい、そういう考え方でやっておるわけでございます。それらはいろいろお話し合いの上でそういう財産が引き続きある程度の規模で維持をされていくということにも現在もなつておるようです。しかし反面、財産という考え方は非常に強いものですから、どうしても分けるという要求も、私も承知して、いろいろ、私の選挙区に近くところでもそういう希望が非常に強いように思っています。そういういろいろのこともございしますが、しかし大筋としては、おっしゃるような日本の農業経営というものの将来を考えてやっつけなければならぬと思うのです。

しかし、土地というものに対する対策は、特に都市近郊におきましては、そういう経営も一面においてございまして、また宅地に対するサラリーマンの方々の強い要望もあるわけなんです。そのような接点になつておるところが私は非常にむずかしいところだと思つておる。それは具体的に農業経営の政策の上で考えていかなければならぬ問題であらうと思つておる。しかしおっしゃるよう

つけていかなければならぬという、そういう生産地を確保していかなければならぬことも関連しないのところであります。そういう農業経営、農業のほうの政策というものはひとつ大いに私ども税制の面でも相当長期な目で考えていきたい、こう思つておるわけでありまして。

○高木(文)政府委員 先般の御指摘で、今回のいわゆる課税最低限の引き上げ幅が少し少ないのではないかという御指摘がございました。大臣から、いままでのように七年という期間ではなくて、もう少し随時それを考えていくべきだ、いこうという御答弁がございました。そういうこととも関連いたしまして、当然かなり短い期間に、つまり次にどのようにして改正の身を盛るべきかというのを考へますにも、ただいま御指摘のような点を詰めてみる必要があると思つておる。さつきにもそういう、どういふふうにして調べていくか、どういふふうにして実態を把握するか、少し勉強を始めてみたいと思つておる。

○増本委員 たしか大臣は、数年ということなしに、一年二年の短い間隔で相続税の減税はおやりになる、こういうことを答へられておると記憶してはいるんですが、そういうこととつ、これはもう国民各層の切実な要求ですから、それに十分こたえるように積極的にやっていたらいいと思つておる。今回の改正案は、そういう点でもまだまだ勤労国民あるいは勤労者階級に対する相続税の重圧をなくするといふ点ではやはり非常に

を随時やっておりますが、最近になりまして、御存じのように都市近郊農地の問題が非常に浮かび上つておりますから検討課題であることはわかつておりますが、それではやっているかやっていないかといへば、やっていないわけでありまして。

○増本委員 国税庁の税務統計年報の昭和四十六年の財産階級別の被相続人の数を見てみますと、一千万円以下が二千五百八十三人で一〇%、千五百万円以下が五千五百二十六人で二・三%、一千万円以下が四千六百四十六人で一七・九%、三千万円以下が四千九百三十三人で一八・九%、大体この辺でちょうど被相続人の数でいきますと六八%ちょっとになると思つておる。これは確定申告した数でもあると思つておる。ところが、この三千万円以下の約七〇%の人々の相続財産が全体の確定申告済みの同し昭和四十六年じゆうの相続財産総額に占める割合はどれくらいかといふと、大体四〇%ぐらいだと思つておる。そうすると残り約三千万円をこえる資産層が被相続人の数で見ると四〇%以上で、しかし相続財産総額の中で占める割合は六〇%ぐらいだといふことにも逆になつておるわけだ。ここのところの中堅財産層として線を引く一つの目安みたいなものにもなると思つておる。つまり、課税最低限以下の膨大な被相続人の層がある、逆のピラミッドを形成しているように思つておるけれども、ですからそういう範囲に入るそれぞれの財産階級の中でどういふ勤労所得層あるいは中小企業などの営業をやっている人たちが、また農業をやっている人たちが、そういう人たちが、一体こういう階級の中でどのくらいの割合を占めるかといふようなこともひとつ検討していただいて、そしてこういう階級のそれぞれの人たちが、大体どのようしたらそれだけの生活資産、営業資産あるいは営業資産を守つていけるか。それに対しては相続税はやはり不可侵の立場に立つて、そしてそれを守っていくような手だてを、やっぱり方向としてこれは相続税の誘導機能としても考えていかなければならぬと思つておる。

不十分だというように思うのですね。しかも財産の評価も決して、国民との対抗の中で正確なものを導き出していくという点でも、やはり非常な不十分さが残っているというように思っています。そういう点で、やはり相続税が特に所得税の補充的機能を持っているというようにおっしゃったんですが、それは単に清算の意味でその機能を發揮するというだけでなくて、相続人の生存権とか生活の基礎は、必要な限度でもう絶対に守っていく、そういう立場からも、ひとつこの問題についてはやはり考えていく必要があるというように思っています。その点についてひとつ一その努力をしていただくことを強く要求いたしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

○平林委員 本会議後直ちに再開することにし、暫時休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後二時三十一分開議

○大村委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑続行いたします。平林剛君。

○平林委員 相続税法の問題について、ちょっときょうは質問をしておきたいと思えます。

私は、前の国会から農業の後継者が被相続人の死亡で農地等を相続した場合には、その相続人である農業の後継者が引き続き一定の期間農業を経営する場合、配偶者控除等に準ずる特別控除、これを検当すべきである、こういう主張をしておきました。この主張に対して、政府におきましては、その後何らかの検討をなさったかどうか、これをまずお尋ねをいたしたいと思うのであります。

○高木(文)政府委員 農業につきましては、相続税と後継者の農業の継続との関係を何か考える必要があるのではないかという御意見が従来より各方面から出ておりますので、その点につきましては、今回の改正にあたりましていろいろ検討は

だしたわけではございますが、先般各委員からの御質問に対するお答えで申し上げておりますように、どうもやはり他の形態の中小企業なりサラリーマンなりの相続との関係と、もう一つは相続税の前に、相続制度そのものについてのいろいろの問題がございまして、なかなか越えがたい差しかかがあるというところで、そのような御意見があることは十分承知いたしておりますけれども、今回そのために特別措置をするということには至らなかつたわけでございます。

○平林委員 私は、この問題についてもう少し掘り下げた議論というものを大蔵省、特に主税関係でもする必要が感じておりますことは、一般論をおやりになっておいて、個別のそうした問題についての配慮が少し欠けているという感じがするのです。

ちょっとこの問題で、もう少し議論をしたいと思っておりますが、いま大蔵省といいますが、政府が土地税制の問題、いまやかましくなっております全般的な問題について基本にしておるのは、私の承知している限りでは四十二年七月の土地税制のあり方についての答申がまともなものでないか。それ以後少しづつ部分的にはありますけれども、土地税制のあり方についての答申という四十二年七月に出されたものが基礎で、大体そこから発想していろいろな考え方が出されていくように承知しておるのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 御指摘の答申が一番基本的なものでございまして、今回、御存じのように、主として法人の土地の取得について特別な税を置くということと、ことしの一月の十八日に土地税制についての答申がございましたが、しかし何と申が中心であります。

○平林委員 私はたぶんそうじゃないかと思うのですが、この土地税制のあり方についての答申を大体一読いたしますと、どちらかというと土地の提供をしていく、そして土地の供給を多くするというところに主眼が置かれておる。したがって、こ

の答申の内容を貫いている考え方は、たとえば土地の高騰を解決して物価問題や都市政策を遂行するために、都市近郊農地に代表される土地の流動性を期待する政策は結局都市近郊農業の縮小を促進するものであると、あるいはまた今後の土地の供給の中心をなすものは、主として大都市周辺を中心とする個人の長期保有土地であり、その早期供給が促進されることが必要であるという形で、何となく土地供給ということを主眼にして土地税制のあり方というものが答申をされております。これが一貫した流れになっておるように思うのであります。つまり、土地を手放させることを軸にして答申をされております関係から、私は農業サイドからの視点が欠けているという批判を持つておるわけでありまして、つまり農業政策という視点が欠けている。

私は、土地政策を考える場合でも、生業であるところの農業、日本の農業という方からのとらえ方が欠けておると、そこに一つ抵抗が生まれてくる。いい例が固定資産税に対する反撃も、私は日本の農業という問題に対する一つの反撃だと思っております。議論はいろいろあるでしょう。固定資産税の評価のしかた等について、それはいろいろな視点があります。国民の各層の希望、期待というものから議論をする場合でもいろいろな視点がある。しかし一面、日本の農業という角度を忘れた議論になってくると、これは私はかたわだと思っております。それがいま固定資産税の問題にあらわれている反撃です。こういう現実、私は、農業サイドを含めた、それを考慮に入れた土地政策でないとかたわになってくる、現実的でないということを実は感じておるわけでありまして、そういう点について主税局長はどういう御見解を持っておられますか。

○高木(文)政府委員 一般的には土地問題を考える場合に、農業政策をはずして考えることはできないわけではございません。税制でいろいろなことを考えます場合にも、まさに御指摘のように、農業政策のあり方ということも、当然に重要な要素と

して考えられなければならないということであると思っておりますが、同時にここ数年、土地問題は主として宅地供給問題、特に大都市近郊におきますところの宅地問題という形で論議されてきているところをございまして、平林委員から御指摘のありました四十三年の夏に土地税制について税制調査会等で行なわれた議論がなされました際、確かに御指摘のような面はありますけれども、しかし何となくもサラリーマンの土地取得難ということをどうやって解決するかということが当面の課題であつたわけでございます。おっしゃる通りに、農業経営の継続ということについてはどのような配慮を加うべきかという問題はあるかと思っておりますが、それは地域により状況によつて非常に違うわけでありまして、おしかりを受け

るかもしれませんが、私どもはやはり都市周辺に關する限りは、農業政策をしないというわけではありませぬけれども、どうしても宅地対策とかそちらのほうに重点が置かれた政策が打たれるということもまたこれはやむを得ないのではないかとこのように思っております。ただ、固定資産税の問題につきましては、現に農業を継続しておられる方の問題でございますから、直ちにこれがいろいろ影響するわけでございます。相続税の問題につきましては、その点は一生に一回の問題でありますから問題のあり方は少し違ってくるという点ではございません。農業政策のことを忘れておられます。いすれにしても、農業政策のことを忘れておられるわけではございませんが、大都市近郊の農地についてはまた別の政策である宅地供給ということがきわめて重要な問題であり、そちらの角度からの要請が強いということも御承得たいと思えます。

○平林委員 固定資産税に関して、いま宅地並み課税の問題で非常に抵抗があるというの、私はいま日本では代表する二つの見方があると思っております。いまおっしゃるとおり、サラリーマンとか一般の土地がほしくて住宅がほしいというサイドから見ると、特に都市近郊の農地などは早く手放させるようにして供給をふやしてもらいたい

ということ、それに反対をする野党、それから政府、与党のほうも同罪だということ、骨抜きだという批判が高まっている。これは私はどちらかというところ、そういう方々の意見を代表するものである。これに対して政府やそういう論拠に反対する側も、そのことは認めるけれども、土地の供給は、生業である農業だけをねらい撃ちにするというのはおかしい。それからかなりいゆる家がほしい、アパート住まいをしていけるという人々に土地を供給するために農家から農地を奪ったとしても、それがストリートにその人たちの希望するように入らない。間にプロカーが入ってくる、間に土地資本が入ってくる、大手の企業が入ってくる。それが安く買いつけて高く売っていく。最近の商品投機であられるように、それが暴利とまでいなくても不当な利益を得て、そして分譲して、土地で困っている人に高く売っていく。こういう現象が起きてきているわけですから、そのことを抜きにして考えられないということ、固定資産税を宅地並みに課税するのはおかしい、だから反対なんです。やや視点が違うわけでありまして、ですから、私は、そういう前提条件が解決できないときに、単に農地の宅地並み課税をやるといことは、いたずらに大手の企業だとか土地ブローカーに安い土地を提供させてしまふ、かえって一部の企業に得をさせるだけで、庶民は回り回って高い土地を手に入れるだけ、あるいは手に入れることも全くできない、こういうことが問題なんです。その段階では、いまお話しのように、たとえ都市近郊であろうとも農業を営もうとする者の生業を奪ってはならない。ですから、いまのように、都市近郊に関する限りはどうしても宅地政策にウェイトがかかるというお話がありましたけれども、それは私は少し考えを変えてもらわなければいけないんじゃないか、実はこういうふうな考えをおるわけですね。特に最近の農業の実態を見ますと、それが強く言えると思うのであります。

○高木(文)政府委員 一般的に私も理解しております。相統税には二つの面があるように思っております。

それは、いま税の制度として一番基本的なものは所得税でございますが、所得税でもいろいろ例外がありました。いろいろなことで、必ずしも所得税だけでは課税の公平が保てない。それでは所得の一生累積、そしてその財産化したものというものについて、死亡という事実がありましたときに、死亡の時点で所得税の一種の清算課税を行なう、それによって所得税の持ちます再分配機能というものを相統税が補完をするという、被相続人の財産課税という面に着目した面が一点あるわけでございます。

もう一点は、相続人のサイド、被相続人でなしに相続人のサイドから見ますと、何といましてもやはり死亡という事実、あるいは親子関係ということから発生するものであります。せよ、相続というものは偶発的、一時的に財産の取得があるわけでございます。その被相続人でなくして相続人のほうの一時的、偶発的の財産取得について、いわば担税力ありということ負担を求めるといことでございます。

そのいづれに重点を置くか、つまり被相続人の所得、財産の清算という面に重点を置くか、相続人のほうの偶発的所得の発生に重点を置くかはいろいろ考え方がございまして、いづれの体系をとるにいたしても、相統税はその二つの面を持つていられるものと考えております。

○平林委員 一般論としてはさうですが、今度は、私がさきより提起している点に局限して、農業を経営している者、そしてその相続をする者、それに限定しても、やはりこの原則が入っておるのではありませんか。

○高木(文)政府委員 私どもは、やはり同じような原則で考えられるべきものと思っております。ただ、現実には適正規模と申しますか、特別な

大規模の大農地でない者について、それが相続税が賦課されて、そうして農業経営の担税力からいって払えないようなものであつてはいけないわけでございます。いわば純農業地域におきますところの適正といえますか、適度の経営規模の農業を継続するための農地の相続については、それは課税にならないほうが望ましいといえますか、当然であると考えております。それを具体的には、現在の段階では課税最低限の置き方、非課税限度の置き方、その水準を適度に保つことによつて、相統税が農業経営の阻害要因にならないようにするというのがよろしいのではないかと考えております。

○平林委員 さて、今度はもっと細分化しまして、いまお話しは純農地というふうにおっしゃったが、都市近郊の農地はどうなんですか。

○高木(文)政府委員 その点については、都市近郊の農地になりますと、最近かなり速いスピードで農地でありまして評価額が上がっております。関係で、適正規模といえますか、ほどの規模の農業経営をやつていらっしゃる方の農地であっても、課税最低限をこえるものが出てくるわけでありまして、その場合についてどう考えるかということでありまして、相統税の立場から申しますと、財産の形態が農地であるか宅地であるか、あるいはまた預金、株券というふうなものがあるか、さらにはその他の形態の資産であるかによって、財産価値としては同じであるのかかわらず、財産形態が違ふからといって、片方が課税になり、片方が課税にならないというの、やはりあつて悪いのではないかと。先ほど申しました一生の間の所得の清算という意味から申しまして、それから財産価値がある以上、やはり偶発的な所得なり財産の取得であるという点からいたしまして、それは財産形態によつて違ふということとは適当でないのではないかと。そこで、具体的に最近では都市近郊農地について課税問題が起つてくるわけでありまして、それについて、先ほど来御指摘のような問題はありますけれども、

相統税の立場では、やはりそれについて例外を置くわけにもまいらぬだろうということで考えております。

○平林委員 いまおっしゃったのは、純農地であるうと都市近郊であろうと、農業を維持するという場合には例外にするわけにいかない、こういうふうにおっしゃったのでしようか。

○高木(文)政府委員 農業を経営する場合だからといって、相統税で何らかの特別な配慮を加えるということ、現実問題としてなかなかむずかしいのではないかと申すことを申し上げたわけでございます。

○平林委員 特別な配慮を加えるわけにいかないと言つけれども、特別な配慮を加えているから私には問題にしてはいいのです。つまり、農地に扱つていないということが問題を提起しているわけですね。

そこで、ちょっと最近の農業経営の実態を考えてみますと、都市近郊の農業におきまして、むしろ被相続人と農業後継者になつておられる者は共同の経営、つまり共同で営農している場合が多いのです。ですから、これは配偶者控除を設けたと同じような意味で、相続すべき財産である農地に特別な配慮をしてもいいんじゃないか。日本の農業、都市近郊にもやはり農業があつたほうが消費者にとつても必要であるし、都市化の波の中で緑地を残しておくということは、自然環境の意味でも必要なことであるし、それはいろいろな法律の中でもその必要性が認められて立法化されておる現状から考えても、土地の供給をさせるためにねらい撃ちをして、そのためにこれ以上農業をつぶすという必要性は、私は問題があるのではないかと思つた。

それから、最近の都市周辺地域の土地評価が確かに高まったということは事実ですね。しかし、都市近郊では、農地の宅地並み課税問題を先ほども私、述べたとおり、相統税についても、農地等の農業資産の評価が、生産の手段として不相応に急激な引き上げが行なわれるということは問題

だ。つまり、特別の考慮を払うわけにいかないという意味であつたおっしゃったわけですね。むしろどうも特別な悪いほうの考慮をやっているのではないかと、逆に言えば、私はその点を指摘しておるわけなんです。何も都市近郊の農業だから純農地と區別して相続税を配慮しろ、こう言っているわけではないので、逆に都市近郊農業については、むしろ特別な措置をやっているのは政府がやっちゃっているのだ、悪いほうに配慮しているのじゃないか、これを私は言っておるわけなのであります。相続税の納付が農業経営の継続を困難にさせているという現状は、やはり再検討する必要があるというのが私の議論なんです。

そこで、先ほど私はそういう意味で質問をしましたが、相続税の意味は、財産化したものを所得の分配機能を働かせる、それから偶発的、一時的なもの所得であるか担保力ありというふうなことでかける、こう言われたのですが、それは都市近郊もそうですかと言ったら、大体そうだと考える、純農地はあれだが、都市近郊はそれでやっているのだ、こういうお話ですが、きょう地方税法の一部を改正する法律案が本会議で議論になりました。この中に、新たに特別土地保有税というのが今度創設されることになりました。これは、御承知だと思います。その条項の中に、相続というものは、形式的な所有権の移転であるという規定があるわけですね。いまおっしゃった財産化したものの所得分配機能とか、偶発的、一時的のものは担保力ありとかいうことで、相続税を課するといふいまのお答えと、特別土地保有税の場合におきましては形式的な所有権の移転である、こうみなして非課税にしておるといふ考え方は、食い違つておると私は思うのですが、その点はどうですか。私は、むしろ特別土地保有税の考え方の中には、農業政策サイドがかなり織り込まれていて、こう思うのです。あなたのいまの御説明は、先ほど私が指摘したように、農業サイドからの視点というものが全く欠けている。配慮がない。特

別な配慮をするのはどうかと言いつながら、特別な配慮をしておる。これはどうなんですか。

○高木(文)政府委員 たいま御指摘になりました。地方税におきます特別土地保有税は、これは農地の問題とは全く直接の関係がございません。すべての相続財産についての考え方でございます。と申しますのは、特別土地保有税というのは、最近、土地が売買されますが、その土地の売買について、実需者が土地を買おうということではなしに、いわば投機的な目的と申しますか、そういう目的で、実際自分が使うのではないのに将来の土地の値上がりを見込んで、土地の売買が行なわれる場合が多いということから、そのようなことは望ましくないというので、税制上特別税を設けようということであるわけでありまして、四十四年一月一日以降に取得した土地について、土地保有税がかかることに、今度御提案申し上げておるのが地方税の内容でございますが、その際、その四十四年一月一日以降の取得というのは、どのようなものを取得しようかということをお考えます場合に、相続によって取得したものについては、これは明らかに投機目的でも何でもございませぬから、そのようなものについて特に抑制するという政策が働く余地がございませぬので、相続によって四十四年一月一日以降取得しても、それは新たな特別土地保有税の対象にはならないということをお定めつけたいのでございませぬ。でございますから、この問題は、農業関係の土地だけに限定せず、すべての土地についての取得という概念のきめ方の問題でございます。

たいま御指摘にありました相続税にあたりまして、農地の評価上、ある意味で現在の評価のしかたがむしろ農業政策にとって阻害要因になるような、いわば追い出し的効果をねらつたような意味で評価をしておるのじゃないかという御指摘であります。その点は必ずしもそういうわけではなくて、私どもとしては、特別に都市近郊地域については、農業経営をどうしても維持するために

相続税法上特例を設けるといふこともとりかねるということも申し上げましたが、さりとて何か相続税をもつて、ちょうど相続という機会にいわば追い出しといいますか、農業経営をやめることを促進するような意味で特別なことをやっていると申すのではないのでございまして、すべての財産について同一の評価基準でやるといふことをしているわけでございます。ただ、あるいは先生のお考えでは、その同一評価基準で同一にやるといふことは、すなわち農業のことを考えないことだといふ御指摘があるかと思つて、その点は特別な評価制度をとつていらないということから、そういう御批判を受ける余地はあろうかと思つております。

○平林委員 これはある経済学者の話なんですけれども、現行民法でいくという、農業の後継者が被相続人の死亡によって農地等取得する場合には、まず妻に、配偶者にいき、そしてその子供たちに分配をされるという機能に民法はなっているわけですから、そうなる、相続権の放棄がない限りは、三代目ぐらいになるといふと営農すべき土地がなくなっていくという、論理としては発展するんですね。実際はそうはやれませぬし、なかなかこういふ時代になつてくると、後継者が次男、三男、四男の人に何らの措置もしないといふと、あと取りばかり全部農地を持って、おれたちは町へはうり出されるというふうなことから、いろいろ実際上の問題が起きてまいりました。結局、農業の経営が非常に苦しくなつてくると、こういう実態があると思つております。農業基本法という法律がございませぬ。農業基本法にそういうことについて何らかの配慮をすべしというふうなことが書いてあるのですけれども、それといまの相続税の中に特別の配慮をすることとは私は矛盾しないのじゃないかと思つてすけれども、農業基本法のいまの後継者の実際上の経営を維持させるといふ考え方を延ばしていけば、相続税の中にも農業後継者には何らかの措置を加えても決して矛盾しない、むしろ理に合つてい

る、こういうふうな御指摘をしても、いかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 農業経営を継続していくためには、農地の細分化が非常にマイナス要因として働くことは事実でございますので、農業基本法の考え方からいへば、まず農地の細分化ということを防ぎたいというわけでありまして、私どももいたしましては、その精神を受けまして、御存じのように農地の生前贈与の特例を認めている、そういう制度を新たに数年前に設けたわけでございます。これはあくまでも現行農地法上不在地主は認めない、それからかつ農業経営者が農地の所有者であることを前提としておる、また農業経営者が年齢に達して、農業を継続するにふさわしくない年齢に達した場合には、むしろ次の世代に移ることが望ましい、そしてまた農地が細分化しないことが望ましいという前提のもとに、平林委員よく御存じのような、生前贈与の特例規定が設けられたわけでございます。しかし残念ながら、今日まで必ずしもこの農地の生前贈与の特例規定は十全の効用を發揮するには至っていないと思つております。一部では活用されている向きもありますが、また全国の農家について一般的に相続税法上の農地の生前贈与の規定がうまく動いてないという事実は、私どもも認めております。

したがって、ある意味で、この種の農地について、単に相続税だけの問題ではなく、相続税の前提となります相続の問題とからめて、何らか後継者へのスムーズなバトンタッチが農地について行なわれますように、いろいろと知恵をめぐらすことは必要であると思つております。いままでのところは、残念ながら税法上はこの生前贈与の特例があるだけでございまして、これだけではなお十分だ。しからばどうしたらいいかというふうな点については、税だけではなかなかうまくいきません。農地の相続というふうな問題に関連して、何かそれぞれの御担当のほうでもう一ふんばりがんばつていただいて、いろいろと何か知恵を出し

ていただきたい気持ちを持っておるわけですが、  
ます、実際には税法だけで処理するということ  
はなかなかむずかしい。ただいま御指摘がござ  
いました次男の方、三男の方との権利調整もござ  
いまして、どうもうまくいかないというのが現状で  
ございます。

○平林委員 やや、主税局長のお話で、後継者の  
パトントッチがスムーズにいくようなことが必要  
であるということ、一ふんばりがんばってひとつ  
知恵を働かせたいという趣旨は、前向きな積極的  
な答弁として評価をしておきます。

私は、今日この問題を提起したのは、この  
件につきましてやはり考える必要があるというこ  
との問題提起なんです。私は、そうかといって、  
農地を相続してそれをブローカーとか、それから  
農地の周辺に何かあったら高く売ってつけようか  
という者に対して保護を与えようなんてちっとも  
思っていないのですよ。そんなものがあるならば  
これはさかのぼってでもあたりまえにやっていると  
のじゃないかと思っております。しかし、純農地  
であろうと都市近郊の農地であろうと、ほんとう  
に農業を維持し、それがまた日本農業のあり方と  
して、国民的経済から見て必要であるというもの  
に対して、今日の実情というのはかなり問題があ  
るということを言っているわけなんです。ですから、  
そういうことで、相続したらそれはあとで売って  
しまうのだ、もう農業を維持しないのだという者  
に対してまでその措置をやれと言っているのじゃ  
ないのです。私は日本の農業を維持し、営農を統  
ける意思のある者に対しては、やはり農業基本法  
なりその他と比較して配慮があつてしかるべき  
だ、その配慮のしかたは、私の知恵では後継者控  
除というふうなものを考えてみたらどうかという  
提起をしている、ということをお頭にためておいて  
もらいたいと思っております。

そこで次に伺いますが、倍率ですね。現行行な  
われておる倍率、現行行なわられておる相続税の財  
産評価につきましては、大体これは国税局のほう  
ですけれども、特に都市近郊にしぼって申し上げ

ますけれども、固定資産税の評価額がございま  
して、それで実際に、被相続人から農業後継者がこ  
れを相続する場合の相続税評価額というものは、  
たとえていうと、八十倍とか九十倍とかいろいろ  
に税率をかけてしまっているのですね。だからこ  
れは、さっきさういふところには特別の考慮は払  
わないと言っているのですけれども、特別の考慮  
を払ってしまつて、よけい倍率をかけて相続税を  
徴収しているわけですね。私が逆な意味で特別の  
考慮を払っているのじゃないかと言ふのはさうい  
うことなんです。この倍率は何を基準にしてきめ  
ておるのですか。

○吉田説明員 農地の評価に限りお答えいたし  
ますと、御承知のとおり、市街化区域につきま  
しては、ほぼ宅地比率で市街地周辺農地というこ  
とで評価をしておりまして、これは宅地に介在し  
たします農地の売買実例から正常価格を導き出し  
まして、その〇・七掛けにさらにもた八掛けを  
いたしまして、五六%でやっております。それか  
ら片一方、純農村にありまして純農地につきまし  
ては、やはり売買実例から導き出しますが、これは  
一般の〇・七に対して五五%の限界収益率を  
かけております。この限界収益率をかけておりま  
す場合には、純農地といたしまして二町とか三町  
とかいろいろワンブロックの売買がございませぬ  
ですから、通常一反とか二反とか非常に小規模な  
買い進みの農地の実例がございませぬので、その差  
額を調整するために五五というものをかけており  
ます。それからいま御指摘の中間農地がございま  
すが、中間農地は、市街地周辺農地と純農地とを  
結びましてなだらかに評価額をだんだん落として  
いくため一定の倍率を固定資産税にかけておるわ  
けですが、固定資産税のほうは、御案内のように  
市街化区域におきましては、今度は宅地比率でか  
なり高い倍率の実施になっておりますが、中間農  
地、市街化調整区域におきましては、純農村の固  
定資産税の水準とほぼ同じになっておりますので、  
相続税のほうはなだらかに宅地のほうと純農  
地とを結んでおりますが、固定資産税のほうは市

街化区域までは宅地比率でございませぬ。それから  
急に落ちまして純農地と同じ水準で中間地もきて  
おりますために、相続税でいっております中間部  
分につきましては、固定資産税との倍率がいま先  
生御指摘のように非常に大きな倍率になるという  
のが実情でございませぬ。

○平林委員 付近の売買実例というけれども、結  
局は売らないからね、私の言っているのは、売る  
人は別ですよ。売らないのですからね。農業を継  
続する者に限って私は指摘しているわけですよ。  
売らないのですよ。売らない人に売買実例を根拠  
にしていろいろ調整をしても不合理じゃないで  
すか。その点いかがなんでしょうか。

○吉田説明員 相続税の評価は、御案内のよう  
に、相続税法の二十二条で時価主義をとっており  
まして、これは自由な市場におきまして取引価格、  
売買価格というものが基準になっております。こ  
れは土地ばかりじゃございませぬ、あらゆる相続  
税の財産につきまして正常売買価格というものを  
基準に考えております。そういうものでございま  
すので、まず基本といたしましては、できるだけ  
売実例を中間農地の場合にも探してまいりまし  
て、それから正常でない部分を除去いたしましたし  
て、それから先ほど申しましたような倍率をかけ  
るということとわれわれ処理いたしております。

○平林委員 私は、一般的な相続税の場合には、  
財産化したものについて富の再分配という意味は  
大いに替成なんです。それから偶発的、一時的の  
所得でありますから租税力ありと見て、それを相  
続税をもってならぬという考え方は賛成で  
すよ。ただ売らないわけですからね。そういう場  
合にそのまま付近の売買実例を基準にしてやると  
いう考え方には、いわゆる農業政策が加味されて  
いないのじゃないか、こういうふうにお思ふので  
すけれども、その点はどうお考えですか。

○吉田説明員 基本的には先ほど申しましたよう  
に時価でございませぬので、売買実例価格等から引  
き出します正常売買価格でございませぬが、中間農  
地は、先ほど申しましたように純農地と宅地との

ちようど中間でございまして、純農地のほうは一  
町、二町とかという大きなワンブロックの単位が  
ございませぬので、限界収益率で五五%を〇・七  
にさらにかけてございませぬ。したがしまして、宅  
地と中間でございませぬので、その意味では中間的  
に配慮をされておると思ふと思ふと思ふと思ふ

○平林委員 具体的な事例で議論しないかわら  
ないのですけれども、非常に倍率が高いですね。  
それが適正かどうかというところは専門的にやつて  
具体的な例でないとなかなかわからないし、また  
例によって違ふ。ですから、訂正をしなければな  
らぬというふうな事例なども税務署ではおそらく  
あると思ふのです。こういう場合に、ある程度そ  
れを知っている人たちの代表を参加させて、評価  
額が、急激な負担をかけていくというふうなこと  
のないような配慮はしているのですか。たとえば  
農協の代表のような人を評価のときに参加させる  
というふうな方式をやるとかいうようなことは  
やっておりますでしょうか。

○吉田説明員 倍率あるいは路線価であります  
が、この決定は国税局が各署のバランスを見て  
やっております。各局間のバランスは、国税庁  
が、これは宅地についてだけやっておりますが、  
農地について申しますと、税務署長が、まず原案  
を作成いたします際に、売買実例等から正常売買  
価格を引っぱると同時に、精通者の御意見も伺っ  
ております。それぞれ税務署長が精通者を大体五  
人前後選んで、全国で七万—これは宅地でござ  
いませぬ。農地はもう少し少のうございませぬが、い  
ずれにしても精通者の意見を税務署長は聞いて  
おりますが、その場合に精通者はおおむね不動  
産鑑定士とかあるいは市町村の固定資産税担当の  
方とかあるいは銀行、不動産業者などで不動産の事  
務を長くやっておられる方とか、それぞれやつて  
おりますが、その中にはあるいは農協の方もおら  
れるかもしれませぬ。この辺は原則といたしまし  
て税務署長が土地精通者ということをお願いして  
やっております。

○平林委員 おるかもしれないという程度でなく、市町村の評価委員の中にそういう精通者という意味でそこから出してもらおうというふうなことは、むしろ積極的に指導されたいかがでしようか。

○吉田説明員 農地の場合には、そういう方にも、農地の事情に明るい方がおられましたら、われわれといたしましては積極的に御意見を伺いたいと思っております。

○平林委員 新都市計画法によりまして市街化区域と市街化調整区域の区分がされましたね。固定資産税の倍率については、この二つの地域ではどういう調整があるんですか。さつき言いましたように、純農地とか中間地とか宅地とかいう区分は、これは税務署の発想ですね。私は法律的発想でちよつと質問しますけれども、新都市計画法で市街化区域と市街化調整区域に区分されましたが、固定資産税の倍率は、この法律で定められた地域については評価率はどういうふうなバランスをとっていますか。つまり市街化区域というのは、言うまでもなく宅地化される区域ですね、それから市街化調整区域というのは農業を主体にしている地域ですね、そういう場合の倍率は何かわかるようなバランス、調整、これはとられておるんですか。

○吉田説明員 御案内のように、大きく分けまして、市街化区域と市街化調整区域とその他の地区とございまして、その他の地区はほとんど純農地とございまして、ごく例外はございまして、純農地の中のまた若干集落的なところもございまして、こういうようなものは一応捨象いたしますと、市街化調整区域の外のほうは純農村と考えていただいて、これは固定資産税の倍率でおおむね二倍ないし三倍、畑が三倍くらい、田が大体二倍から二・五倍くらいで評価してございまして。

それから市街化調整区域でございまして、これは甲種農地と乙種農地に――新都市計画法を受けました農林省の次官通達が四十四年の十月に出ておりまして、甲種農地と乙種農地に分けてござい

ます。甲種農地というのは、御案内のように集団の優良農地あるいは土地改良事業施行地域でございまして、純農村の農地とはほぼ同じでございまして純農地としてわれわれとしては通常評価してございまして、つまりこれは固定資産税は、全国的に申しますと二倍ないし三倍というところが多いとございまして。もちろん地区によつて例外はございまして。それから今度は市街化調整区域の乙種農地ですが乙種農地は甲種農地よりはもう少し市街化区域に近い近郊農地的な色彩を帯びているものが多うございまして、大部分は先ほど申しました中間農地に近うございまして。これは農林省の次官通達、四十四年の十月にございまして。第三種、第二種、第一種と分けてございまして、そのうちの第二種でございまして、場合に比すれば第三種の場合もございまして、甲種に比せば比較的農地法の制約がゆるいという地区でございまして。しかしもちろん調整区域でございまして、都市計画法にかぶつておる地域でございまして。

それから市街化区域でございまして、これはおおむね先ほど申しました周辺農地、われわれが申します市街地周辺農地でございまして、いまの宅地課税の問題になつておると同じレベルで、宅地比準を基準にいたしまして評価しておるところでございまして、固定資産税のほうでは宅地と全く比準しております。つまりそれが農地でありましたならば、それを宅地にするために造成費が要ります。宅地の比準からマイナス造成費だけで評価しておりますが、相続税のほうではその宅地マイナス造成費に〇・八をかけておられて、そういう水準で周辺農地を評価しております。

○平林委員 あとで議論しますけれども、農業振興地域というのがありますね。この農業振興地域というものにおける固定資産税の倍率にはどういう配慮がありますか。

○吉田説明員 これは私申し忘れましたが、御案内のように、農業振興地域の整備に関する法律で、農業振興地域と農業振興地域外とに一応分か

れます。それで農業振興地域はさらに市町村長の指定で、農用区域内の農地と農用区域外の農地とに分かれます。この農用区域内の農地は、先ほど申しました純農地として評価しております。つまり固定資産税の、全国的に申しますと二、三倍の評価でございまして。それから農業地区外の農地と農業振興地域以外の両方のそれぞれ農業地区域からはずれた地区につきましては、農地法の制限の度合いによりまして、第三種農地の場合と第二種農地の場合と第一種農地の場合があるわけですが、第一種農地の場合は純農地、第二種農地の場合は中間農地、第三種農地の場合は市街地周辺農地ということと分類して評価しております。

○平林委員 いま御発言になつたようなことは、私またこまかく調べて、適合しているかどうか、問題点を提起してまいります。それから同時に、固定資産税の宅地並み課税の問題は、先ほど申し上げましたような見解を私は持つておるわけですが、そこで、この問題は、私どもとしては、市街化区域の農地に対して宅地並み課税を押しつけて土地を手放させようとして、それを買い占めるのは大手の企業や大口ブローカー、つまりこれは逆にその土地の価格を上げ上げて分譲するだけで、特定業者に巨大な利益を与えておられたということから、別な角度から土地政策を樹立すべきであるということを主張して、たぶん政府側の考え方は適當でないというところで、国会においては是正をされていくだろう、こういう見通しであります。

ところが、相続税だけは個の問題ですからね、個の問題ですから、どうしても力が弱い。一生に一度ということですからね。そのために、相続税の場合にはいまおっしゃつたような倍率がかけられて取られる。小さいものであると大きいものであると、理屈は同じじゃないか。大きくなれば一つの団体が動いて政治力になるから押さえるという、それはいま政治の力学ですけれども、個の場合だつて同じことじゃないか。それを個の場合

には一生に一度だからとか、いまおっしゃつたように農業サイドの政策的な加味をしないで、ただ(買)売実例だとかいうことでやる。つまり先行取得しているわけですね、税金の面の先行取得。これは同じ国がやるものとしては矛盾してはいませんか。またこの国会で定めることに対して、まだきまりませんが、きまつた場合には、国税のほうのやり方というものは、少しそれに離反をして先行取得している、こういう矛盾になりはしませんか。その点はいかがですか。

○高木(文)政府委員 私どもは、固定資産税の問題と相続税の問題では、やはりいろいろな意味で違いがあるんじゃないかというふうな考えております。固定資産税の場合には、現に農業を営んでいる方々が年々負担される税でありますし、相続税の場合には、相続人が負担するということになる。先ほどちよつとお触れになりましたように、相続人の中には後継者としてそれを継続していかれる方以外の方、つまり次男、三男で、すでに他の職についている方が相続になる場合もあるわけでございます。その各種相続人間のバランスをとらなければならないということから、かなり事情は違ふのではないかと思つております。ただし、そうはいいませぬ、農業経営を主体に考えます場合に、相続税が阻害要因になつてはいけません、ということから、今回改正をお願いしております、いわゆる課税最低限の線を引きます。際、間違いなく純農地については、かなり大規模の農地所有者であっても課税にならないように線を引いているつもりでございまして、そのほか平林委員よく御存じのとおり、相続財産の半分以上が農地等の固定資産税であります場合には、延納等についての特例もございまして、その点では固定資産税の場合とは異なりまして、相続税は相続税の範囲内である限りそういう点は配慮しているつもりでございまして。

○平林委員 私は、先ほど述べた通りになりました理由で、政府はこの問題に真剣に取り組んでもらいたい、そして何らかの結論を出すことを

要請したいと思ひます。特に調整地域に対する相続税評価の倍率についても、法の趣旨から見まして矛盾を感じておるし、それからたとえ個のものであったとしても、国の考え方に二つあるといふことについては矛盾を感じておるわけでございますので、きょうは先ほど主税局長がおっしゃったことを一応評価いたしまして、この点にとどめておきたいと思ひますが、ぜひまた実例を調べまして、この次の機会にやらしてもらいたい、こう思つております。

そこで最後に、相続税全般のことについて伺いますけれども、今回の提出された法律案を見ますと、相続税についての課税の最低限度ですが、これが七年ぶりでもって改正されたわけですが、この土地の値上がりのときに七年に初めて出してきたというのは、いかにも長い期間はうりっぱなしというおかしなけれども、それに対する配慮がなかつたんじゃないかと思ふんです。そういう点ではこれからは七年に一ぺんというふうな気持ちなのか、もう少し期間を縮めてそういう点は絶えず気を配つていくという考え方のか、その点をはつきりしておいていただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 その点につきましては、先般他の委員からの御質問に対して大蔵大臣からも答弁申し上げましたように、いままでのように七年というのはあまりにも長過ぎるわけであり、かつ最近土地の値上がりも非常に激しい、相続財産の中における土地部分の割合が高くなつたといふこと等を考えますと、当然いままでとは違つてかなり短い期間に課税最低限の調整その他の措置を行ふ必要があると思つております。

○平林委員 相続税の場合は昭和四十一年にあられたんですね。

○高木(文)政府委員 昭和四十一年に、従来いふゆる課税最低限が相続人五人の場合で五百万円でありましたものが一千万円になりました。途中で一度改定がありまして、昭和四十六年にそれが千二百万円になりました。この千二百万円というの

は、妻の贈与税についての特例措置の改定がありました機会に、やはり妻の控除部分、これを改定いたしました。したがつて、妻があり、子供が四人の場合でございますと、四十一年の改正前が五百万、四十一年から一千万、四十六年から千二百万、今般が一千万、こういう過程でございます。

○平林委員 相続税についての課税最低限はいまお話のとおりですが、贈与税のほうですか。贈与税のほうについては、今度のあれでは、配偶者控除の引き上げなどか延納に関する利子税の軽減があります、基礎的な控除の点については何ら触れていないですね。これは贈与税の場合には昭和三十三年に幾らか訂正をされただけであつて、今日まで手をつけていない。相続税の課税最低限は七年ぶりに直した。しかし贈与税はもう八年か九年になる。全然手をつけていない。こういうことはなぜか。すべきではないかと思ふのですけれども、これについてやはり見直すべきではないだろうか、こう思ふのですけれども、その点はいかがでしょう。

○高木(文)政府委員 贈与税の課税最低限は、三十九年に現行の四十万円になりましたから改定をいたしております。したがつて四十一年のときにも見送りになつたわけでございます。そこで、今回これを直すべきかどうか、相続税についてはほぼ五割増しになるわけでございますから、これを直すべきではないか。特にこの制度にはいわば少額不追求の精神もないわけにありません。貨幣価値の変動に伴つて、実は課税要件が非常に増加しているといふこともありまして、この四十万円といふものは直すべきではないかといふことは十分検討したわけでございます。内部におきましても、検討の過程におきまして、直すべきではないかといふ議論と、現行のまま据え置くべきではないかといふ議論と、私も事務室の間でもいたしましたし、各方面の御意見も承つたわけでございますが、最終的に直さないうことにならざるを得ませんでしたのは、どうも最近この制度をい

わば利用する租税回避的行為がかなりふえてきております。たとえば株であるとか預金であるとかいうものについてちよつとこの制度をうまく利用されて、三年に八十万にならぬ程度に年々かなり計画的に贈与を行なう。そうすると、預金のたぐいはのがれていくわけでございます。そこで、実は税務執行その他のことを考えますと、国税庁あたりでも何とか事務を軽減する趣旨からいいたしても多少引き上げてほしいといふこともあつたのでございますが、どうもこの制度をうまく利用されている面がありますので、なおもう少しその辺を事態を調べてみたいといふことで、両論議論の上、今回は見送ることにさせていただきますわけでありまして、今後の宿題としてはなお検討していきたいと思つております。

○平林委員 税の知識が出てくると、いまのような弊害といふんですか、意識的にそういうふうな形で行なわれている事例は私も承知しております。しかし、そういうもののために、体系といひますか、全般的なことをおくらせるというのはいかぬのであろうか。私は、相続税の課税最低の基礎の問題をいじるとするならば、当然、つり合ひの上から見て、贈与税の問題についてもやはり同じように見直すべきである。それを九年間もはつておくといふのはどうかと思ふのであります。検討するといふ意味は、近いうちにその結論を得てやりたい、こういう御意思であるかどうか、それを承りたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 四十万円に対する贈与税の額といふのは必ずしも大きい額ではございません。それにもかかわらずかなり多数の案件である。現在四十万円をこえるものが相当ありまして、現行でもその処理に税務署が相当忙殺されておりますし、といふことは、逆に申せば、納税者にもかなり迷惑をかけておるといふこともございますので、そういう意味からいいますと、十年もたつておりますから、改定をするといふことは一応検討しなければならぬし、検討したのでございませう。ただ、直すとなりますと、一体どの程度に直

すべきや、また、現在のようにならぬ四十万、二十万、二十万という非常にわかりにくい制度になつておる点もありまして、その点も少し簡素にすべきだといふようなこともありまして、いろいろ議論の未見送つたのであります。いまここで、それでは次にたとえ相続税を直すときに直すかといふところまでなかなかお約束はいたしかねますが、何かこのままでいつまでもおくわけにはいまいという感じは持つております。

○平林委員 これは先ほどの農業経営の生前贈与の問題にもからまる問題でございます。あわせてそういうふうなことも考えてみるというお約束をしていただきたいと思ふのですが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 おことばのように研究をいたします。

○平林委員 私はこれで終わります。

○大村委員長代理 阿部助哉君。

○阿部(助)委員 いままでいろいろと議論が行なわれぬのでありますが、私、まず第一に、たいへん初歩的な、原則的な質問であります。相続税を課税するといふのはどういふ理由なんですか。

○高木(文)政府委員 相続税の課税は、先ほど平林委員の御質問にお答えいたしましたように、二つの面から私どもは考えております。それは、一つは、被相続人の財産、これは所得税等で毎年税を納めていたおのり残りでございますが、その所得税で納めていた残りの残りといたしまして、可処分所得、それが財産の形で残るわけでございます。その財産について、その方の死亡ということを契機としてその一生所得の清算という意味において課税をするものでございまして、これによりましてちよつと所得税の累進税制と同じような意味において所得の再分配が行なわれる。それによつて異常なる財産価値が生まれてこないようにするといふ趣旨が一つでございます。第二は、相続人のほうの立場でございますが、相続人から見ますと、何百万あるいは何千万という財産がいわば一時的に、偶発的に帰属することになりますの

で、この相続人にとつて一時的、偶発的な所得であるからこれは担税力があるという意味で課税されるわけでありまして、納税者は現在の観念では相続人でございますけれども、その制度の持つ意味は、二つの意味を兼ね持つものと考えております。

○阿部(助)委員 そうすると、簡単にいへば、一つは富の再配分、もう一つは、相続人の立場からいへば、担税力があるという点で課税をされる、こういうことですね。ところが私たち、よく大会社の社長あるいはまた有名な政治家がなくなつた場合なんかには、当然あるだろうと思つて相続されたものが、たいへんに相続税というものは少ないということを幾つか経験をしてきたわけでありまして、私は個人の名前はあげませんけれども、某私鉄会社の社長がなくなつた、たいへんよい住まいや土地や、また株式を保有しておられる、たいへん大きな会社でありますから、こう思つておつたところが、実際に相続税で課税された金額はたいへんに少ないものであつた。あるいはまた、有名な政治家がなくなつた、書画、骨とう、石、そういうたいへんよいものもあつた。こういわれるけれども、実際に課税をして見たところが、課税の結果はたいへん少ないという話も聞き、経験をしてきておられるわけでありまして、そうすると、相続税が富の再配分、こうおつしやるけれども、一体これはさつぱりその機能を果たしてないんじゃないだろうか。皆さんの資料を見ましても、どうもそういう点でのアンバランスがあり過ぎると思つただけでも、相続税は、おつしやるように私富の再配分として大きなところを取り上げるといふことは賛成なんです。だけれども、実際それはうまくいってないんじゃないですか、どうですか。

○高木(文)政府委員 なかなかお答えがむずかしいところでございます。私はかなりの程度に所得再分配の機能は果たしているものと思つて、御指摘のように、しばしば、常識的な意味で、思つたより相続税が少ない、毎年毎年国税庁でまとめ

て発表いたしますもの等から、思つたより少ない場合があるという御指摘を受けておりますが、しかし大口相続とか、たゞいまの御指摘のようないわば有名の方等についてはかなり精査をしていくわけでございます。やはり少ないには少ない理由があつてのことでございます。非常に大口なものあるいは有名の方のものについて、それほど脱法的なものがあるという例は、全部とは申しませんが、そう数あり得ないという現状だろつと思つております。

○阿部(助)委員 皆さんの国税庁で出された資料を見ましても、実際いつてそういうものはあまり多くないんじゃないですか。しかし、財産としては、宝石であるとか有価証券の場合などというのは、無記名でやつておれば実際は課税ができませんんじゃないですか、どうなんですか、直税部長。

○吉田説明員 おつしやいますように、不表現資産の追及はなかなかわれわれも苦労しているところでございますが、先ほどお話のいろいろな資料等で見ますと、まず申告自体でござらぬいただきますと、四十六年で申しますと、資産額が九千九百五十八億でございますが、その中で有価証券が九百七十九億、預貯金が七百七十一億で、両方合わせましても率といたしましては一七〇程度でございます。これは申告でございます。これに對しまして、私どもとしては、課税価格大体五千万円以上の人たち、四十六年で申しますと、被相続人が二万六千人ありますが、そのうちの五千万円以上を課税対象にいたしました。約六千件についてごまかした調査をやつておられるわけでございます。それ以外にも軽い調査は一万件ほどやつておりますが、実調対象六千件につきましては、ただいま申しました不表現資産を中心にして調査をやつております。その調査の結果、四十七年では九百五十一億円の調査とあらわれておられて、全体の予算額の約一〇%でございますが、このかなり大きな部分は不表現資産でございます。特に無記名の公社債とかあるいは株とか別途預金とか、こういうものが多いのが実績でございます。

○阿部(助)委員 あなたの話をよく私はわからぬのですが、そうすると、有価証券や宝石や、そういうものは大半把握しておられる、こういうことですか。あまりくどく言わないで簡単に言つてください。

〔大村委員長代理退席、委員長着席〕  
○吉田説明員 把握に努力しており、そこに調査の重点をかけておられて、その結果がたゞいまの数字でございます。

○阿部(助)委員 努力しておられるというお話を私はそのとおり額面どおりに受けてもいいのでありますけれども、おられるけれども実際はなかなか困難であるということはお認めにならぬのですか。

○吉田説明員 確かに調査といたしましては困難でございます。○阿部(助)委員 国税庁から出した資料を見ましても、結局皆さんの相続税の場合には、一番簡単なのは、やはり土地建物、こういう形のあるものが一番簡単明瞭に課税対象になつて、それはわりとちゃんと取つておる、こういうことになるんじゃないですか。

○吉田説明員 把握といたしましては、おつしやるように表現資産のほうは把握は容易でございます。○阿部(助)委員 それで、皆さんのこの表で土地の中で宅地のほかに「その他」といふのは何ですか。

○吉田説明員 土地の中の「その他」は、原野、雑種地でございます。○阿部(助)委員 農地などというのはどこに入るのですか。

○吉田説明員 この表によりますと、土地が「宅地」と「その他」に分かれておられますので、「その他」のほうの中には、田畑、林地、それから先ほど申しました雑種地等が入つております。

○阿部(助)委員 私は、その土地の中の「宅地」「その他」とある「その他」は、やはり農地が一番大きいと思つたのですけれども、原野だとか、そ

んなこと言つたつて、そういうのはその間頭じやなしに、やはり農地が一番大きいと思う。しかもそれが四十一年と四十五年を比べますと、倍率はたいへん大きく伸びておられるわけですね。そうすると、何だかんだといひながら、皆さんは、困難だから、有価証券だ、宝石だ、そういうものはなかなか取つておられない、これが実情だと思つておられる。まあ苦しいから、努力をしておるといふ表現をあなたにされたけれども、なかなか把握は困難だ、困難だから取つていない、こういうことになつて、片つ方は、農地やそういうのはちゃんと把握ができるから取つておる、こういうことになるわけでしょう。

○吉田説明員 不表現資産の把握にはなかなか困難を伴いますが、ここにあります表は申告の表でございます。したがつて、申告に基づいて作成した表でございます。したがつて、これは申告書にどう出ているかという表でございます。

○阿部(助)委員 申告であれば、実際取つたのはどうなんですか。

○吉田説明員 実際取りましたのは、先ほど申しましたように、四十六年で申しますと、これの一割増、全体の一割増でございますが、その種類別の内訳はとつてございません。

○阿部(助)委員 今日株がこう上がつておるといふ問題はありましようが、いづれにせよ、大資本家、資産家、そういうところからは抜けられてなかなか取つておられない。そうすると、やはり税の公平という点からいって、取れるところからよけい取るということになるのですか。

○吉田説明員 私どもは執行面で税の公平に心がけておられて、先ほど申しましたように、五千万以上の大きいものにつきまして、特に調査を入念にやつておられます。できるだけ大きいほうを重点的に調査し、それから課税を公平にしていきたいという努力をしております。

○阿部(助)委員 それじゃ、たとえば宝石なんというのはどうなんふうにして取つておられますか。

○吉田説明員 宝石とか絵画とか骨とう、こういう不表現資産は特に動産でございますので、やはり困難な点が多いわけでございますが、通常の場合、相続される前にいろいろ財産を処分されて、その資金がどこかへいつてしまつてわからないというところがよくありまして、その資金の流れを追及いたしますと、別途預金になっておられる場合、あるいは宝石、絵画、骨とう等になっておられる場合とすることが発見されますので、そういう方法で取っております。

○阿部(助)委員 ほんとうは宝石の高いものは、大体皆さん追跡調査をしておるのですよ。だから、なくなる前に売つてしまふ人もあるだろうけれども、実際皆さんがほんとうに努力をしておるということならば、これはある程度把握はできるものであります。もう一つは証券の問題、匿名等をやめさせるならば、これはまた把握ができる問題なんです。だから私は、現実には相続税というものは非常に不公平な取り方、法律自体は、たゞまは先任局長がおっしゃったように、富の再配分だとか、その原則はたいへんけっこうだし、賛成なんです。ありますが、現実の執行の面において非常な不公平が現出しておることは間違いないんじゃないですか、どうなんです。そう思いませんか。

○吉田説明員 私どもとしては、不公平、特に大口の高額被相続人の場合に不公平が起りませんように、大きいものから重点的に調査するという方針で、重点は五千万以上、特に階級の高いほうに重点を置いて調査をいたしております。

○阿部(助)委員 あなたの主観的な努力とかあなたをかを聞いているのじゃないか、私は、客観的に現実には不公平になっておるのじゃないか、こう言っている。何べん言つたつて同じピントのはずれた答弁をされるなら、私は同じことを二日でも三日でもやっていますよ。

○高木(文)政府委員 相続税の現在の執行の状態は、私自身身国税庁におりましたときの感じからだ

け申し上げますが、ただいま直税部長も申し上げましたように、不表現資産についてはなかなか把握がむずかしい、また、それを調査いたしますことは骨の折れる仕事であるということでございます。それについては、御指摘のように、それが不公平になるということは非常に問題でありますので、先ほど直税部長からも触れておりますように、特に大口の相続と目される方につきまして、かなり最近には調査の重点をそこに置くことによつて、不公平の排除には相当つとめておる状況でございます。問題は、申告でありまして、その申告がないわけでありまして、そこで、その方の具体的な財産ということに、要するに資金の出入り等をいろいろの方法で調べることによつて、可能な限りその追及に努力をいたしておりますが、その資金の状態がなかなかつかめないというふうな場合には、一部把握漏れがあることと思つております。それとの関係で、相続税につきましては、漸次富の集中が、五年前と比べ、十年前と比べ激しくなつておるということで、そういう意味からいいますと、相続税による公平の維持ということが、富の集中との関連から申しましてますますむずかしくなつておるものと同時に、何らかの対策を打たなければならぬという感じはいたしておりますわけでございます。先般当委員会におきまして、他の委員の御質問に対して大蔵大臣は、富裕税の復活というふうなことの研究をしなければならぬのではないかと発言をいたしておりましたが、そのこともやはりそれこれ相まつことによつて、相続税の不公平の除去ということにつなげたいということでございます。私どもも国税庁だけに負担をかけるわけにはまいりませんので、制度上整備をすることについて、検討を内々進めておるといふ段階でございます。

○阿部(助)委員 だから、結局現実はいへん不公平だ、執行面で不公平な結果が出ておるといふことはお認めにならぬのですか。

○山本(幸)政府委員 確かにおっしゃるようによ、不表現資産の把握は非常にむずかしい。しかも最近の傾向としてはそういう方向に資産の蓄積が行なわれておるといふこともありますので、先ほど来申し上げておりますように、特に相続税の機能といひますか性格といひますか、富の再配分という観点からも、高額といひますか、大口の遺産相続の行なわれる場合には、特にそういう方面に向かつて力を入れてきておる。おっしゃるようによ、実際問題としてそれじゃ申し分のないような把握が行なわれておるかとおっしゃれば、私も一線の状態はよく存じませんが、しかし、また反面、高額な遺産相続の行なわれた場合、それらの人々はずいぶん税務署はきつというところを言う人もあるわけでありまして、その辺のところは、申し分なく行なわれておるかというお尋ねになれば、それはなかなかお尋ねするところではないかと思つておるというふうによ、

○阿部(助)委員 皆さんの努力をしておるといふこととでかんにいふ、こういうことなんです。私どもは、その努力もあまり評価をしないのです。というのは、宝石なら宝石で、皆さんは輸入されたときから大体追跡調査をしておるのです。また、書画、骨とうなんというの、皆さんがやる気になつたりすれば、これはできる。ところが実際は、零細企業の税金なんというのには、たいへんな努力を使つて、重箱のすみをほじるようなかつこうで税金を取つておる。私、先ほど農民の連中から、たいへん不満だといつて話を聞いたので、すけれども、たとえば農業課税なんというのは何です、あんなもの。これは所得税のときやりますけれども、農業課税なんというのは、税務署が一方的につくつてやつて、大体所得税はあまり納めるのはいない。地方税の関係なんです。健康保険税の関係なんです。それを税務署がみなつくつて、協議会の会長の村長さんがしゃべるあいさつ

の原稿まで税務署が書いておる。村長さんが文句を言つていたり、協議会を抜きたいと言つたりすると、今度は仕返しをしてくるというので、私の足元でやるのだから、あの税務署長相当度胸があると思うのですけれども、とにかくたいへんな税務署の一方的なやり方です。それかかつておるでしょう。それだけの努力を払うならば、これくらいいものを把握できないはずはないのですよ。困難だから困難だからというので、不公平な、いまままでのこのやり方をそのままやつておるとすれば、これは相続税全般を考へ直さなければならぬときが来るのではないかと。まあ、努力しておると言うのが、皆さんどうです、大口で相続税の査察をやられたことはありますか。

○阿部(助)委員 やつたことないでしょう。だから実際言つと、もう宝石や大金持ちや政治家の場合には、うまく隠さない、それで皆さんがここで、努力しました努力しましたと言つたつて、だれもそれはほんとうにしないですよ。そうじゃないですか。その努力したというの、どういふ努力をしたのか、では具体的にあなた言つてごらんないか。何べんか、努力した努力したとおっしゃるのなら。

○高木(文)政府委員 最近数年の経過を申し上げますと、従来は、全体相続税の調査は税務署でやつてきておりましたけれども、大口のものにつきましては、国税局に専任班を置きまして、それで調査をするということであるとか、それから、必ずしも相続税のいわば担当者だけではうまくいきませんので、それに関連する関係会社の法人調査に関する担当をしております職員に協力をさせるとか、そういうことをやらしてまいりました。そういうことで、私も自身の経験といたしまして、可能な限り努力はしてきたつもりでございます。ですが、実は偶発的な課税案件でございますので、死亡という機会に起るものでございますので、なかなか平素から用意をしておくとおつて、非常に

○阿部(助)委員 確かにおっしゃるようによ、不表現資産の把握は非常にむずかしい。しかも最近の傾向としてはそういう方向に資産の蓄積が行なわれておるといふこともありますので、先ほど来申し上げておりますように、特に相続税の機能といひますか性格といひますか、富の再配分という観点からも、高額といひますか、大口の遺産相続の行なわれる場合には、特にそういう方面に向かつて力を入れてきておる。おっしゃるようによ、実際問題としてそれじゃ申し分のないような把握が行なわれておるかとおっしゃれば、私も一線の状態はよく存じませんが、しかし、また反面、高額な遺産相続の行なわれた場合、それらの人々はずいぶん税務署はきつというところを言う人もあるわけでありまして、その辺のところは、申し分なく行なわれておるかというお尋ねになれば、それはなかなかお尋ねするところではないかと思つておるというふうによ、

○阿部(助)委員 やつたことないでしょう。だから実際言つと、もう宝石や大金持ちや政治家の場合には、うまく隠さない、それで皆さんがここで、努力しました努力しましたと言つたつて、だれもそれはほんとうにしないですよ。そうじゃないですか。その努力したというの、どういふ努力をしたのか、では具体的にあなた言つてごらんないか。何べんか、努力した努力したとおっしゃるのなら。

至らない点があると思っております。

ただいま査察案件がないということでおしかりを受けましたけれども、そういう点におきましても、事案についての継続的管理がまだ十分でないという点がありまして、これは国税庁の仕事ではございますが、今後ともわれわれも関係して努力を続けていかなければならぬと思っております。

○阿部(助)委員 ですから、どうもこの税務行政そのものが非常に階級的——私のことばでいえば階級的で、大きなところはもうみな目をつぶって、努力したようなところをしておるけれども、さっぱりやらない。そして勤労者のほうへはたいへんきびしい。ある意味では憲法違反、人権無視というふうな形の調査まで皆さんおやりになっておる。私は何かこの税務行政そのものが非常に階級的な税務行政じゃないだろうかという感じがする。その一番よくあらわれておるのが相続税じゃないだろうかという不満を私は持つわけでありませう。そういう点で、ほんとうに皆さんがあの零細企業に投入しておるエネルギー、こへ使うならば、私はいまのような大きなところが抜ける——これは大きなところはみんな、いろんな知恵を持っておる人を集めて、いろんな細工をします。有価証券はどうするとか、さっき言ったような大会社の社長は、なくなつたときには自分の持つておる土地はみんな会社のものだなどという名義をしてしまつておいて、抜ける道を講じておる。これは具体的に言えといえ私言いますよ。言うけれども、そういうものを皆さんが見の感じになつておつて、そして努力をしたと言つても、何かピントのはずれた努力じゃないだろうか。たいへん失礼な言い方だけれども、私、そういう感じがする。そうすると、一番最初申し上げた、富の再配分とか、あるいはまた税の公平という点からいつてみても、私はどうも筋が通らないのじゃないかという感じがするわけでありませう。

まあしかし、その点は皆さんに努力願つて次に移りますけれども、次に、法人税に対しては、再

生産を保障する立場から、生産手段には課税をしないのが税の原則だ、こう私は思うのですが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 必ずしもそういうことでなくて、やはり償却という形で、時間がかかりますが償却という形で、何年かの間には課税になつてくるということであらうかと思ひます。

○阿部(助)委員 まあ資本には税金をかけないというのが原則でしょう。そうじゃないですか。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○阿部(助)委員 固定資産税というものは、私はちよつとこれは別なカテゴリーというか別ワケだと思つておるのですが、そういうふうにしておるとすれば、たとえば農業法人をやつておる場合に、出資者である人がなくなつた、こういうときには、それには相続税は、持ち株というか、あれにはかかるだらうけれども、土地にはかからないでしようね。

○高木(文)政府委員 株なり出資の持ち分の評価という形であらわれてくるわけでありまして、土地そのものには別にかかる関係にはない。

○阿部(助)委員 私は、先ほど来農地の問題、都市近郊の問題あるいはいろいろありましたが、農地に対する課税というものは、やはりこの税金を払うのは、たてまえとすれば農業収益から払う、農家の収入から払うということになるのがまあ普通だと思つておるのですが、そうでしようね。

○高木(文)政府委員 おつしやるとおりでございます。

○阿部(助)委員 そうすると、どうもこれは収益課税であつて、収益課税ということになると、そのときにおいてはこれは二重課税ということになりますか。

が、都市近郊農地につきましても、それがいわゆる農業の生産手段としての農地の性格のほか、独立して財産としての価値がそこに認められるということから、都市近郊で農地としては著しく高いと認められる評価をしなければならぬという土地について、現在相続税の課税対象になつておる場合があるわけでありませう。その場合の相続税のものを考へ方は、農業生産手段としての農地に着目しているというよりは、一般財産としての土地というもので着目しての課税が行なわれているということでございます。

○阿部(助)委員 いま都市近郊とおつしやつたけれども、私は逆に純農村の場合をひとつ伺ひたいのでありますが、そういうときにはどうなんでしょうか。

○高木(文)政府委員 特別の大農の方でひどく広い面積をお持ちの方の場合にどう考へるかという問題がありますが、一般的には通常の経営に必要な通常の面積の農地については相続税が課税にならないようにするのが当然であらうと思ひます。

○阿部(助)委員 特に広いというのはどの程度の広さをおつしやるのですか。

○高木(文)政府委員 これは地域によつても違ふと思ひます。非常に広い面積での耕地が常識である場合と、五反とか六反とかいう面積が常識である場合とありませうが、広い面積の地域におきましても、現在のところでは、市街地に隣接してない限りにおいては、たとへば少なくとも二町歩ぐらゐまでは課税にならないというのがいまの考へ方でございます。

○阿部(助)委員 もつと具体的に言つて、米の単作地帯だつたらどれぐらいですか。

○高木(文)政府委員 四十七年の相続税評価額を基準に見ますと、たとえば水田単作地帯でありませう新潟県の例で見ますと、田だけでありませう、現行の千二百万円という標準的な相続の場合の最低限の額、それで大体八町歩ぐらゐまでは課税にならないという状況になつておるはすでございます。

○阿部(助)委員 千二百万円で八町歩までから買つてもらわなければいかぬですね。いまのたんの値段、土地の値段というものを局長は全然お知りにならないで税制をおやりになつておるのじゃないですか。

○高木(文)政府委員 いま申し上げましたのは、農地の相続税評価額を基準に言つておるわけでありまして、御存じのとおり、相続税では、先般来申し上げておりますように、宅地の場合でいわけると時価の大体七割以下でございますし、田の場合は大抵四割以下になっております。それでそういう相続税評価額を基準にいたします限り、いま申し上げました面積ぐらゐまでは農地だけでは課税にならないという、そういう評価水準に現在なつておるはすでございます。

○阿部(助)委員 日本は農業は零細農だから、この規模拡大をしなければいかぬというのが農林省の基本方針だと私は思ふんです。これは同時に政府の基本方針だと思ふ。そこで、あなたは、八町歩ぐらゐまではかからないはずだ、こうおつしやるけれども、私が自分の地元の税務署のあの書類を見まして、二町歩あると大体かかりますよ。

○高木(文)政府委員 ちよつと私の手持ちの資料で計算してみただけでございますけれども、水田の地帯であれば大体調整区域になつておると思ふんですが、調整区域である——市街化調整区域であるが市街地にかなり近いという場合はわかりませんが、一般的には二町歩ということではないかと私も考へております。

○阿部(助)委員 実際は、最近特に激しく農地が値上がりをしておるんですね。そういう点からいくと、いまの皆さんのおきめになる税金でいませうと、これはたいへん税金がかかることになるんです。私はやはりこの評価のしかたが問題で、先ほど来この問題でいろいろの方がおつしやつておるけれども、純農地の場合には、固定資産税にして、この相続税にしても、収益還元方式をとら

るべきではないかと思ひます。

ない限りこれはどうしようもないという感じが私にはするんですがね。ただ皆さんが一方的に近傍類似でそれに何ぼかの調整係数をかけていったところで、皆さんはやはり固定資産税を基礎にしておられるわけですよ。それに倍率をかける。ただ、固定資産税は三年に一本かなにか改定するものだから、その間多少調整の数字を違わせておるだけであつて、基本は固定資産税の評価をもとにしておられる。それである限り、私はいまのような土地の値上がり——もう上がってしまったのはこれはなかなか落ちないですよ。日本列島改造論なんというからますます上がってしまったんだから。そうすると、これは農地への課税が行なわれる、そうすればだんだんたんぼを売って税金を払わなきゃならぬというところへはまるのは当然なんであつて、どうも大蔵省のほうの税金の面からいくと、日本農業はますます零細細分化の方向をとりとうとしておるんじゃないかという感じが私はするし、実際そうだと思うんですが、その辺ももう少し検討されることはないんですか。

○高木(文)政府委員 今回、標準的な相続の場合におきます千二百万円のいわゆる課税最低限を千八百万円に改めさせていただきたいと申し上げておりますが、そのような判断をいたしますにあたりましては、おっしゃるような面が心配になつてきたわけでございます。つまり、農地を含めまして土地の評価額がたいへん上がつてきておりますものだから、従来の千二百万円でございますと、おっしゃるような危険といえますか、ラインすれすれになる可能性が出てきたわけでございます。その意味で今回改定をお願いしておりますわけでございますが、土地の価格の値上がりが非常に速いものでございますから何とも言えません、今回千八百万円にしたいだけば、少なくともここ一、二年はおっしゃるような問題は現実には起こり得ないのではないかと、ただ問題は、都市近郊農地についてはあるいはなお問題が残るかもしれないと、いゆる純農地についてはそのようなことは起こらないのではないかと、前提

で、今回の改正をお願いしておりますわけでございます。なお、農地の評価のしかたを全面的に変えてはどうか、あるいは農地についての特例控除的なものを認めてはどうかという御指摘を、先般来、相続税法の改正にあたりまして各委員から受けておりますが、このことにつきましては、そのつどお答え申し上げておりますように、制度の仕組みをどうするかという点については、にわかには考え方を申し上げかねるわけでございますが、少なくともこの純農地について適正規模のものについては、またこれから経営拡大を前提としておる農業政策との関連も考えながら、それが課税にならないようには絶対にしていかなければならないと思つております。

○武藤(山)委員 関連して、直税部長、ちよつと数字のことで恐縮ですが、いま阿部委員の質問の田畑の問題ですが、大蔵省の資料を見ると昭和四十一年から四十六年のわずか五年間で、相続財産額がたんぼの場合、人員にして約四倍にふえておる。それから畑が約三倍強。そしてたんぼの場合の評価額、財産価額が千二百六十四億円、畑が千二百五十九億七千六百万円、宅地が三千九百七十七億。これに対してたんぼの税金は幾らか。これは大体田畑どのくらいの相続税がかつていますか。人員と金額わかりますか。これには税額が出ていない。財産価額だけしか出ていない。実際に田畑の所有について相続税がかつていけるのは、人数がどのくらいで税額はどのくらいになるのか。

○吉田説明員 人数は、ただいまお話しのように、田の分は幾ら、畑の分は幾らというふうには税務統計に出ておりますが、その最終的な相続税にかつた税額が幾らかということになります。全部まとめて統計処理しておりますので、わかりかねます。

○武藤(山)委員 いや、税額。  
○吉田説明員 税額は、全部まとめてまして、田とか畑というぐあいには分類してとつておりません

で、まとめた総計のところでは税額がわかりませんので、現在わかりかねます。

○武藤(山)委員 田畑で合わせて二千五百億円の財産評価になるわけですが、かなりやはり課税されていくという理解をしてよろしいですが、何割ぐらいの額になるか、統計を聞かなければわかりませんが、このうちかなり相続税を取られているのでしよう。

○高木(文)政府委員 実はそういう統計がとれないわけでございます。と申しますのは、たんぼで幾ら、あるいは有価証券で幾ら、預金で幾らと財産を書き出して、それから相続人の数が五人なら千二百万円、こうやりました引いたものにほんの税金をかけて税額が出ますので、どの分にとのくらいかかったか、葬式費用とか、債務とか引いていきますから、どの分にかつたというふうにかつたかということが統計につくれないわけでございます。ここにあります千二百六十四億とか、畑で千二百五十九億とかいう数字は、申告していただいで税金を納めていただいた申告書に書いてあります財産価額そのものを財産種目別に合計したものでございますから、なかなかこれと税額とが結びつかない、こういう関係のものでございます。

○武藤(山)委員 結びつかない、統計の数字がないのでありますから。主税局長は、農家の田畑には課税されませんよ、八町歩まではだいたいようぶですよと口では言つても、その数字の具体的な中身で説明されないことには信憑性ないじゃありませんか。そこが問題なので私ちよつと関連で尋ねたわけでありませう。

○高木(文)政府委員 私がさつき申し上げましたのはごくサンプルでございますが、ある地点をとりました、そのある地点で相続税評価額が幾らになつていくかということを見まして、それで今度はこちら千二百万円、四十七年度の問題として考えたものですから、千二百万円になるまでには何ぼの面積かというのを逆算しただけのことでございますので、現実には純農地帯におきまし

ても、また別の資料等によりまして、課税案件がないわけではございません。ないわけではございませんが、しかしそれはまた田畑以外の財産も合算しての話でございますから、という意味で申し上げたわけでございます。全部が全部確実に課税にならない、こういうことにはならないわけでございます。

○武藤(山)委員 それはあとで具体的なサンプルを幾つか資料として提出してください。

○阿部(助)委員 局長は純農地のそういう農地には課税をしないようにという希望意見を述べておりますね。ところが、実際はまああなたのところにはその資料はない。私が見たところでは課税になる。実際言つて、いまの日本の農政、農業基本法をつくつた三十六年のころは、これは一町五反ぐらいが適正規模であるところ、これは一町五反の当時から、つくられた人たちは、これは年によつてだんだん規模は拡大をせざるを得ないのだ、こう言つてきたわけですよ。現実にはいまをつくる単作地帯で三町歩の農家なんというのは、たいへん苦しいところを走っている。一町五反ではどうにもならない、二町歩でもどうにもならないところを走っているわけですよ。そうすると、農林省や何かは、最低限どれくらいの面積をいまの時点で——それは三年後、五年後になればさらに大きくなるでしょうけれども、いまの時点でどの程度の規模が好ましい最低限と見るのか。そういうのと合わせて、あなたが税金がかかるからないようにする、こういうお話ならばわかるからありませんか。どういふお話ならばわかるからありませんか。いまのように、八町歩まではかからぬはずだ、なんという話では、私はちよつと納得ができません。しかも一番最初に申し上げたように、大きなところは皆さん努力をしておるとおっしゃるけれども、たいへんにその執行は困難であつて、実際は現実には不公平な税執行になつておる。そういうことを考えれば、その辺をもう少し、同じ政府なんだから、意思統一をされた中でこの相続税法というものを提案をされるのが私は当然なんじゃない

いかという感じがするのですが、その辺の打ち合わせはしておられるのですか。

○高木(文)政府委員 率直に申し上げて、きめこまかいそういう調査が十分整っておりません。それで、ある意味で申しますと、そのあたりについてももう少し研究をする必要があるわけでございますが、何ぶん急激に土地の価格が上がりました、それでその関係で相続税の納税人員なりあるいは課税価格なりが急激にふえてきておりますので、とにかく急いでまず現在の課税最低限を直すことが必要である。その場合、一つの目安として五割くらいであらうかということで今回ここに御提案申し上げて御審議をお願いしておるわけでございます。先般来御指摘のように、農地の問題なりあるいは都市の住宅地の問題については、なおきこまかい検討をいたしたいと存じます。大臣も近々さらに追っかけて改正のことを研究しなければならぬと答弁申し上げておりますが、その際にはぜひともそういう点を配慮いたして—配慮というよりは研究いたして、改正の目安をつけますときに研究をいたしたいと思っております。

○阿部(助)委員 せっかく研究をされ検討をされるのでありますから、先ほど、制度の仕組みについては困難であるという—せっかくそこまで前向きな姿勢を示されたのであります、私は、その制度の仕組み、たとえはもう一度取返元方式をとるとかというものをこれはもう検討をすべきではないか。法人税の場合は、たとえは一昨年のあのドル売りのとき、皆さんはたいへんないろいろな苦当—苦当と言ったら失礼かも知れぬけれども、やってのけたわけで、国税庁長官の通達ぐらいい、国会を無視したやり方で、帳面のつけ方で為替の差損、差益の問題を、あれだけ大きく皆さん減税をしておるのですよ。これはいづれ法人税のとき、特別措置のとき私ただしますけれども、それくらい大きな、私に言わせれば、何千億という税金をまけておると思うのです。そういうことを簡単に国会を無視してやってのけるような皆さんが、それくらいものをやれぬはずがない

じやないですか。それは特別措置のときにやりませんが、そういうものを、いまの日本の農業の現状を踏まえ、そして農業をどうするかというものを考えないで税法をおやりになつても、実際言うて、富の再配分というけれども、その原則も執行面ではくずれておる。そういう中で、そういうことからいけば、一番つかみ得る、逃げ道のない農地であるとかというふうなものに対して、もう少し抜本的な配慮をされる必要があるのではないかと感じますので、私はもう一度、局長は検討されるという前向きなあれで、追いつきをかけるようでありますが、現在の農村の実情を踏まえていくと、仕組みは変えられないという非常にかたくな態度ではなしに、そのこと自体から再検討すべきだ、こう私は思うのですが、もう一度答弁を願いたい。

○高木(文)政府委員 農地の相続税の問題はいろいろな問題があることは、各方面から御指摘を受けております、一応ある程度承知をいたしておりますが、問題は、先ほど申しましたが、相続税の問題であるよりは、その前にどうも相続の問題があるように思います。最近、相続税でなしに、相続の制度について、法務省の法制審議会の身分法委員会でいろいろ議論されておる議事録等を読んでみますと、農地、特に都市近郊農地の相続の問題につきまして、関係者間での紛争が、事件も数がふえ、かつ複雑な案件がふえておるようでございます。私もどなたもいたしましては、この相続のあり方、それから農林省を中心にして検討されております農地の分散を避けるための農地特有の何が相続制度のあり方等々について検討が進められておりますので、それとあわせて何かうまい制度ができましたならば、その考えられる新しい相続のシステムについて、税の上でもお手伝いできるような方法を何か考えることは検討してみたいと思っておりますが、どうもなかなかそれがうまく見つからないということでございます、先ほど申しましたように、生前贈与の制度ももう一つうまく動いてないというようなこともあり

ます。それらを総合的に研究させていただきたいと思えます。いずれにしても、農業政策との調和は必要であると考えています。

○阿部(助)委員 いま相続の、特に都市近郊の場合、税金の問題前に相続人間のいろいろな問題があるとおっしゃるけれども、それはそれであるのでしよう。それはそれで私はやはりあると思う。だけれども、税の立場はまた多少次元が違ふ面もある。そういう点で、税執行の場合の税法としてのお考えをいただき、農業をこれからどうするかという問題をあわせて税法があつてしかるべきだ、こう私は思うのであります、そういう点で検討をいたしたいということで、私、先へ移りたいと思つてあります。

それからこの前、武蔵委員からも質問がありまして、住宅等の土地家屋の場合、局長のほうでは、宅地七十坪、家屋三十坪くらいはなるだけかからないようにしたいみたいな話があつたと思うのであります。しかし、この場合、皆さんおっしゃるのには、これは五大家族で言つておるわけでしょう。そうじゃないですか。

○高木(文)政府委員 これは、相続人の数が五人ということでございます。

○阿部(助)委員 実際は、課税最低限も大体家族四人ということになってきたし、現実は大抵あんまり子供をつくらなくなつてきた。まあつくれなくなつたというほうがこれは当てるのかもわかりませんが、大抵家族は四人以下というのが標準でございます。そうすれば、やはりその標準に合わせるということが私は現実の税法だろと思うのですが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 どうもその点は、前回もたしか一度お答え申し上げたと思つてますが、相続税におきます相続人の数、これはたとえは核家族になりまして、つまり別々のところに住んでおりまして、相続人はあるわけでございます。それで、おことばはでございますが、所得税のほうでは、確かに扶養親族の数は統計上も減つてきておりますが、相続税のほうで見ますと、被相続人一

人当たりの相続人数は、私ども手元にあります数字で、昭和三十五年が四・一四人、それから四十六年が四・三一人ということで、変わつてないわけでございます。これは平均ですと四人じゃないか、こうなりますけれども、実は課税最低限が五人で計算してあります関係上、たとえは同じ二百万円でも、五人であれば課税にならないから課税統計の上にあつてまいりません。三人だと課税になりますから、課税統計の上にあつてまいりません。こういう関係で、平均的にはこういう形に出ておりますが、少なくともここ二十年ぐらひは、相続人の数の家族構成に変化はないわけでございます。そういう意味で私どもは、御説明する便宜上、五大家族を例にとらせていただいているわけでございます。

○阿部(助)委員 あまり便宜はやらぬで、なるだけ現実に合わせて、四・一四というならば、四人で大体かからないように配慮するのがほんとうじゃないかと思つてあります。

もう一つお伺いしたいのは、死亡時の退職金、まあこれは線香をあげておる横から税金を持つてくるのは、皆さんのほうもたいへんつらいんだろと思うのでありますけれども、これはどうも一人当たり八十万という控除額は、いまの貨幣価値の下落、こういうものからいつてちよつと実情に合わないんじゃないだろうかという点で、来年あたりからこれは修正をするというお考えはありますか。

○高木(文)政府委員 実は今回、これを見送りましたの、今回の相続税法の改正は四十一年からのものであるわけでございますが、その退職金については、四十一年当時も五十万であつたわけでございます。それで途中で昭和四十六年にやや小規模の相続税法の改正がございまして、そのときに、生命保険金については従来百万円でありましたものを百五十万にいたしました。それから退職金については、従来五十万でありましたものを八十万にいたしました。

途中の過程でいわばこの五割増し手直しをやりましたので、そこで実は今回見送らせていただいたわけでございます。

もう一つの理由は、確かに、御不幸がある、そうして退職金をもらわれるという場合は、非常にお気の毒な場合でありますから、そういう意味でこの退職金について特別控除制度があるわけでございますが、実はしばしば問題が起ります。それは、やめられまして退職金を受けられて、それから半年とか一年とかたつてなくなつたというときはこの控除が働かないのでございまして、これは現職中になつた場合だけ若干考慮ということに入つておるわけでございます。そのバランスが、一方からは喜んでいただいておりますが、一方からは、ちよつと残念——ということもありませんが、もう少し何とかしてくれぬか、こういうお話が一線出てきておるものですから、そこらをご調整するかと問題があります。

その問題はありますが、今回見送らせていただいた主たる理由は、この制度だけは中間で四十六年度に手直ししていただいたからと、これが主たる理由でございます。それ以外に他意はございませんので、今後とも、しかし、この問題はどうか、受けてからしばらくの間を置いてからならぬか、関係はどうしたらいのかというのを考えながら、次の機会にその研究を取りまとめさせていただきますと思ひます。

○阿部(助)委員 この八十万という根拠は一体どういうところからきたのですか。

○高木(文)政府委員 これは八十万で、またしかられるかもしませんが、法定相続人が五人だという場合に四百万またプラスになるわけです。それで、その当時、千二百万のときには基礎控除が四百万、それから一人について八十万かける五、それから奥さんについてもまたもう一つ四百万、こうなつておりましたので、相続人一人についての基礎控除的なものが八十万であるところから、そこまでが最高であろう。それについて五人であ

ればプラスまた四百万になりまして、千二百万が千六百万になる。こういうかっこうになりますので、五人単位で計算します限り、基礎控除四百万、それから相続人の数による控除四百万、妻の分が四百万、この分が四百万、こういうかっこうでいわばその五人の場合の額をそろえたというところ以外にあま合理的な根拠はないと思ひます。

○武藤(山)委員 閣下連して。主税局長、今国会に退職手当法が内閣委員会に上程されていることは御存じですね。その改正案によると、退職金が二〇〇万引き上げになつて、国家公務員に対する退職金はかなり大膽な増額になりますね。今度の所得税法改正の免税点でいっても、全部落とし切れないうほど今度は退職金が上がるわけでございます。そういう退職金の今日の趨勢から見ると、一相続人八十万円というのほちよつと実情にそぐわぬ。こういう感じをするわけなんです。そこで、やはり公務員の退職金の限度幅ということにらみ合せて、これはこの際大幅に改善をすべきだ、こう思うのですが、この間、大臣と一緒にあなたに質問したときは、この八十万はなるほど改善をしなければならぬと思うという趣旨の答弁をしておりました。これは会議録にあります。そこで、あの答弁以後おそろしく主税局長は幾らかお考えになつたんじゃないかと思つていまちよつと立つたのですが、どの程度に——たとえば一相続人二百万、そうすると五人で一千万。ちよつと今度、三十五年で退職した国家公務員が九百四十万ぐらいになるわけですから、それは全部非課税になる。そこらで、どのくらいならいいだろうという大体的な線を、主税局長どんなお考えでありますか。

○高木(文)政府委員 これは家族構成をどう見るかということによつて違つておるわけでございますが、要するに、この退職金のことを別にいたしまして、従来千二百万が千八百万になつたのでございまして、五人家族の場合であれば、現行八十万でございましてさらに四百万が乗りました、この制度の適用のないほうの五人家族の基礎控除は

千八百万であるのに対して、四百万乗りました千二百万ということになるわけでありまして、今度、御指摘のように退職手当法が変わつて退職金の額が上がりましたけれども、それと他の財産を加えて千二百万ということであれば、私どもはまずまずという考えを持つておるのでございませぬ。

もし、その点でバランスの問題が起るといいたしますと、実は所得税のほうの退職金の非課税限度が、前回に比べて、三十五年勤で五百万というところから八百万というところにやはり五割増し程度になつております。これがたしか四十一年から四十二年からやはり七年ぶりくらい改定でございまして、実はそこらもにらみ合せて、私どもは今回ほちよつと据え置きにさせていただきます。こういう感じを持つておるわけでございます。

○阿部(助)委員 いや、今回これと言つておるわけではないのです。来年か再来年か、ごく近い将来に直すかどうか、その場合に来年の程度をお考えになつておるかという質問なんです。

○高木(文)政府委員 実は、ちよつといるんなことを申し上げなければいけないわけでありまして、今度の所得税のほうの退職金の非課税限度の引き上げと関連をいたしまして、年金とのバランス問題について、一時金で退職金を払ふことのはかに、やめられてからあと年金でだんだん払つていこうという制度が民間企業では普及しつつあるわけでございます。そこで退職金と一時金とのバランス問題がありまして、それで実は、所得税のほうのときにまた御議論いただきますが、現在あるのも不十分だという御指摘が各方面から出ておりますが、三十五年勤八百万というところで御審議をお願いすることにしておるわけでありまして、それとまたこの相続税の退職金とは関連をしておりますのでございまして、実は現在、年金に ついての手直しをどうすべきかということの腹づもりが十分できておらないものですから、それとの関係で、はたして退職一時金のほうについてだ

け、所得税について、また相続税について先行的に手直しするほうがいいのか、それとも一時金のほうの問題を何か考えなければいけないのか、それとこれとをどういうふうに調整するかという問題が残つておりますので、ほんとに恐縮でございますが、現在の段階でちよつと目安を申し上げにくいということを御了承願ひたいと思ひます。

○阿部(助)委員 最後にもう一つ、これはほんとうにお伺いなんですが、障害者控除というのを今度二万円にしますね。この二万円というのは大体どういう根拠から出たのですか。

○高木(文)政府委員 障害者控除は昨年新たに設けていただきました。そのときに、普通の障害者は一万円、特別障害者は三万円ということにしていただきました。その一万円というのは、実は未成年者控除の一万円と一つは横並びにしたというところでございます。それで、さらに三十歳で相続をされるという障害者がおられます、その三十歳から、余命年数の関係で七十までの四十年間について一万円ということになるわけでございます。それをかりに平均税率で戻してみますと、大体八百万くらいの財産を別除したということと同じ結果になります。——ちよつと申しわけありませんが、少し計算がおかしくなりましたが、そういうことで、たしか五、六百万であったか、いま計算がここにありませんが、そのぐらいの財産別除という頭で考えていたものでございまして、しか、考えてみますと、だんだんこういふ一種の福祉対策というものは充実すべきであるということ、なおこれを倍額にする、こういう形にしたわけでございます。

○阿部(助)委員 いま三十歳から七十歳、こうおっしゃつたが、二十歳のときに相続したとして、七十歳まで生きるかと仮定して、それで控除をするわけですか。

○高木(文)政府委員 はい。

○阿部(助)委員 それで、その七十歳までの年数をかけるわけですか。

○高木(文)政府委員 障害者控除のほうは、親御さんがなくなつたときに障害者がおられる、その方が三十歳であるならば、七十歳まで生きられるものと仮定して、そうすると七十引く三十は四十ですから、一万円かける四十で四十万円、今度それを二万円に上げましたから八十万円、こういうものを、税額を計算をして、一番最後にその相続人の分からだけばんと引くわけです。未成年者のほうは、なくなつた年から成年になるまでの年限、たとえば十歳の方であれば十年、八歳の方であれば十二年、その年限に、従来であれば一万円、今度の場合はやはり二万円をかけたものを、計算した税額から最後に引くわけでございます。

○阿部(助)委員 これで終わりますけれども、冒頭申し上げました農業課税の問題、この問題はひとつもつと技術的な検討を要望して、私の質問を終わります。

○嶋田委員 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○嶋田委員 次に、資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○嶋田委員 ます、政府より提案理由の説明を求めます。山本大蔵政務次官。

○山本(幸)政府委員 ただいま議題となりました資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用は、従来から財政投融资計画の中心をなすものとして、わが国の社会資本の整備、民間経済活動の誘導等に大きな役割りを果たしてまいりました。最近、財政投融资計画の規模が拡大し、また、その対象とする機関の数が増加してまいりましたのに伴い、これら資金及び積立金の長期の運用は、確実かつ有利な運用という性格に加えて、財政的資金の配分といった性格を兼ね備えるに至っております。このような現状にかんがみ、国会においてかねて行なわれてきた財政投融资計画と国会の審議のあり方についての論議の経過を踏まえ、資金及び積立金の期間五年以上にかつわたる長期の運用について、毎年度新たに行なう運用の予定額を国会の議決を経るものとする等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まず、この法律案は、資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期の運用が国民経済の中で果たす資源配分的機能の重要性にかんがみ、その適正かつ効果的な実施に資することを趣旨とするものであることを明らかにいたしております。

この趣旨に沿った運用を確保するための措置といたしまして、第一に、毎会計年度新たに運用する資金及び積立金のうち、その運用の期間が五年以上にかつわたることを予定されているものにつき、予算をもつて国会の議決を経なければならぬことといたしております。また、その際、運用を予定する金額を資金及び積立金の別にかつ、運用対象区分ごとに区分することといたしまして、国会の議決が個別的に行なわれるべきことを法律上明確に規定するとともに、運用対象の区分の方法について具体的に定めることとしております。

なお、簡易生命保険及び郵便年金の契約者等に対する貸し付けにつきましては、その特質にかんがみ、議決の対象から除外いたしております。

この規定に基づき、昭和四十八年度における資金及び積立金の長期運用予定額を昭和四十八年度特別会計予算の予算総則第十四条に掲記し、別途御審議をお願いいたしてるところであります。

第二に、国会の議決を経た長期運用予定額につきまして、議決を受けた年度内にその運用を行なわなかつた場合には、翌年度に繰り越して運用できるものとしたしております。これは、資金及び積立金の運用は、その相手先である公社公団等の事業の進捗の状況に応じて弾力的に対処する必要がある、かつ、資金及び積立金がいずれも受動的な有償の預かり金を源泉とするいわば金融的資金であることに配慮したものであります。

なお、同様の見地から、予算総則に弾力条項を設け、予見しがたい経済事情の変動に対処するため、個々の機関につきその運用予定額を五〇%まで増額し得るよう措置いたしております。

第三に、毎会計年度の運用の実績を明らかにする必要があるため、この点につきまして所要の措置を講ずることとしております。

以上、資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げました。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○嶋田委員 本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、明二十八日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置

置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、資金運用部資金(以下「資金」という。)及び簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金(以下「積立金」という。)の長期の運用が国民経済の中で果たす資源配分的機能の重要性にかんがみ、その適正かつ効果的な実施に資するため、国会の議決その他必要な措置を定めるものとする。

(国会の議決)

第二条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号。以下「資金法」という。)及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号。以下「運用法」という。)の規定に基づき毎会計年度新たに運用する資金及び積立金のうち、その運用の期間が五年以上にかつわたるもの(次条の規定により運用することができるものを除く)は、その運用を予定する金額(以下「長期運用予定額」という)につき、資金及び積立金の別にかつ、運用対象区分ごとに、予算をもつて国会の議決を経なければならぬ。

2 前項の運用対象区分とは、資金及び積立金の運用対象を、国債、資金法第七條第一項第九号又は運用法第三條第一項第十三号に掲げる債券(商工組合中央金庫の発行するものを除く)及びその他のものに大別し、かつ、その他のものは、次に掲げる区分により区分し、さらに、国に係るものにあつては会計別に、第二号及び第三号の法人に係るものにあつては法人別に、それぞれ細分した区分をいう。

一 国

二 資金法第七條第一項第三号に規定する法人

三 資金法第七條第一項第七号又は第十号に規定する法人及び商工組合中央金庫

四 地方公共団体(運用法第三條第一項第三号に規定する公共団体を含む。)

3 第一項の規定は、運用法第三條第一項第一号に掲げる貸付けに運用する積立金については適

用しない。

(長期運用予定額の繰越し)

第三条 前条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る資金及び積立金のうちに当該年度において運用しなかつたものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができる。

(運用実績の報告)

第四条 資金又は積立金の管理及び運用を行なう各大臣は、第二条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る資金及び積立金のうち、その所掌に係るものについて、毎会計年度における運用の実績を当該運用対象区分ごとに明らかにした書類(以下「運用実績報告書」という。)を作成し、これを翌年度の七月三十一日までに大蔵大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、資金運用部特別会計又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の歳入歳出決算を会計検査院に送付し、及び会計検査院の検査を経たこれらの歳入歳出決算を国会に提出する場合には、これらの歳入歳出決算にそれぞれ資金又は積立金に係る運用実績報告書を添付しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年度以後新たに運用する資金及び積立金について適用する。

2 昭和四十八年度における第一条第一項の規定の適用については、同項中「次条の規定により運用することができるもの」とあるのは、「昭和四十七年度において運用することが予定された資金及び積立金のうち、その運用が昭和四十八年度に行なわれることとなるもの」とする。

理 由

資金運用部資金及び簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の長期の運用が国民経済の中で果たす資源配分的機能の重要性にかんがみ、毎会計

年度の長期運用予定額につき予算をもつて国会の議決を経ることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十八年三月六日印刷

昭和四十八年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局